

第六次北本市総合振興計画（概要）

(1) 総合振興計画について

(1) 総合振興計画について

■総合振興計画とは

自治体の最上位の行政計画であり、総合的かつ計画的に行政運営を行っていくため、まちづくりの方向性を定めるもの。

⇒自治体が策定するすべての計画の基本となる。

■これまでの経緯

- ・これまで地方自治法第2条において、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」とされていたことから、本市においても昭和53年度に最初の総合振興計画を策定する。



- ・平成23年に地方自治法の一部改正により、法律による策定義務は廃止となるが、本市では引き続き策定することとしている。（「北本市自治基本条例」より）



- ・現在、第五次北本市総合振興計画を策定し、それを基に行政運営を実施している。
（計画期間：平成28年度～令和7年度）

(1) 総合振興計画について

■北本市自治基本条例（一部抜粋）

第2章 まちづくりの基本原則

第4条 市民及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有するものとする。

2 市民は、まちづくりの主役であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するものとする。

3 市長等は、市民の意思を市政に反映させるため、市民の参画の機会を保障するものとする。

4 市民及び市は、それぞれの責務を認識し、協働してまちづくりを進めるものとする。

第4章 市政運営 （総合計画等）

第11条 市は、第4条に規定する基本原則にのっとり、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長等は、総合計画に基づく市政運営を行わなければならない。

（１）総合振興計画について

■次期総合振興計画について

本市では、これまで五次にわたる総合振興計画を策定し、まちの発展と市民福祉の向上に取り組んできた。

少子高齢化が進む中、本市の持つ特性や強みを生かしながら、市民の暮らしやすさの向上と持続性の高いまちづくりを継続的に進めていく必要がある。

そのような中、第五次北本市総合振興計画の計画期間が、令和７年度をもって終了することから、令和８年度を始期とする**第六次北本市総合振興計画**を策定する。

なお、計画期間については、令和８（２０２６）年度から令和１７（２０３５）年度までの１０年間とする。



（１）総合振興計画について

■基本構想の位置づけ

総合振興計画の体系図は下図のとおりであり、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の３層で構成される。

「基本構想」は10年後の北本市を見据え、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、長期的な視点でまちづくりの方向性を定めるもの。

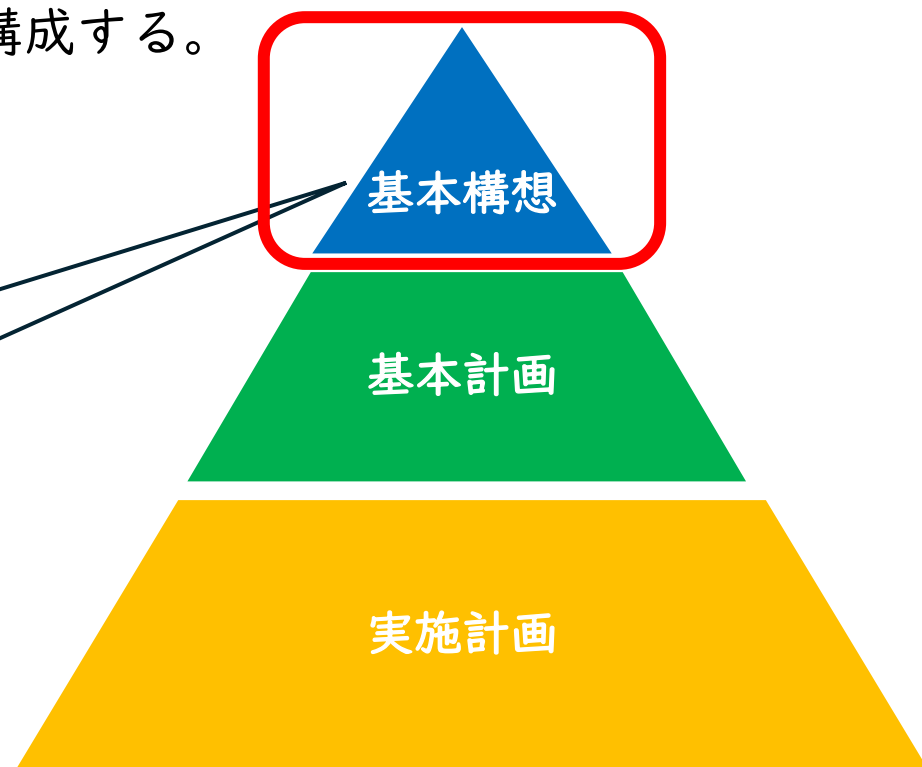
なお、基本構想については、「目的と期間」「将来都市像と基本理念」「推計人口」「土地利用構想」「政策の大綱」にて構成する。

【基本構想】

- 1 目的と期間
- 2 将来都市像と基本理念
- 3 推計人口
- 4 土地利用構想
- 5 政策の大綱



今回のパブリック・コメントの実施箇所



(1) 総合振興計画について

■ 策定における基本的な考え方

1 重点事項や優先順位が明確で、実効性のある計画づくり

現行の計画から引き継ぐものと新たに計画に盛り込むものを整理する中で、将来を見据えて、計画の策定段階から重点的に取り組むことや優先して取り組むことを明確化するなど、実効性の高い計画づくりを行う。

2 実現性を確保した計画づくり

将来の人口動向や財政状況等を十分に想定し、施策の実現性を確保した計画づくりを行う。

3 時代の潮流や社会経済環境の変化等に対応した計画づくり

本市を取り巻く環境や市民ニーズが大きく変化する中で、人口減少への対応、DXの推進、ゼロカーボンの推進等、時代の潮流や社会経済環境の変化、多様化する考え方などを的確に捉え、時代の変化に柔軟に対応した計画づくりを行う。

4 市民協働による計画づくり

総合振興計画に対する理解を深めてもらうため、計画の策定過程において、多様な市民参加の機会を設け、市民と共に考え、協力し、市民協働による計画づくりを行う。そのため、北本市市民参画推進条例（平成24年9月28日条例第24号）第7条に定める市民参画を、計画策定過程において実施していく。

5 市民にわかりやすい計画づくり

計画の構成については、市民に分かりやすい体系とするとともに、市民の視点に立った表現で計画づくりを行う。

(1) 総合振興計画について

■ 策定における基本的な考え方

6 PDCAサイクルによる適切な進捗管理が行える計画づくり

PDCAサイクルを活用した適切な進捗管理や施策の成果を明確に把握するための指標等を用いるなど、効率的かつ効果的な事業展開を図ることができる計画づくりを行う。

7 国及び県の政策並びに本市の個別計画との役割分担・整合を図った計画づくり

特定の行政課題に対応するため、法令等に基づき策定された国、県等の政策や本市の個別計画との関係性を明確にし、体系化するとともに整合性のある計画づくりを行う。

特に令和6～7年度にかけて策定予定の立地適正化計画及び令和7年度策定予定の都市マスタープランについては、連携を密に図り、整合性のある計画策定を行うものとする。

8 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す世界共通の目標の達成への寄与を視野にSDGsの視点を結びつけた計画づくりを行う。

9 その他

1～8までに掲げた考え方に基づき策定を進めるうえで、より効果的な方法がある場合は、そちらを採用することを妨げないものとする。

(第六次北本市総合振興計画策定方針)

(2) 北本市を取り巻く状況について

(2) 北本市を取り巻く状況について

■社会環境の変化

1 人口減少、少子高齢化の進行と地方創生

- ・人口減少や少子高齢化の状況を的確に捉え、地域の強みを生かし、交流人口及び関係人口の拡大、移住・定住の促進を図ること、将来にわたって誰もが暮らしやすい活力あるまちづくりを進めていくことが求められている。

2 デジタル技術の進歩とその活用に向けた動き

- ・デジタル人材の確保・育成や、デジタル化の進む中で取り残される人がいないよう配慮すること等も求められている。
- ・行政サービスにおけるデジタル技術やデータの活用による市民の利便性の向上や業務の効率化とともに、これらの先端技術を利用できる人とそうでない人との間に生じる格差、いわゆるデジタルディバイド（情報格差）への配慮が求められている。

3 環境問題への取組

- ・「北本市ゼロカーボンシティ宣言（R4.1）」にのっとり、2050年に向けて温室効果ガスの排出量を実質ゼロにしていくための取組を進めるとともに、本市の貴重な資源である自然環境と生活環境の調和を保っていくことが求められている。

4 自然災害のリスクへの対応と安心・安全に対する関心の高まり

- ・近い将来には更なる大規模地震の発生する確率が高いとも指摘される中、これまでに取り組んできた防災・減災の更なる強化に加え、地域機能の強靱化へ向けて自然災害のリスクマネジメントを行うことが求められている。
- ・高齢化や単身世帯の増加が進んでいる中、住民同士のつながりの強化を通して、地域全体においても支え合う取組が重要になっている。

(2) 北本市を取り巻く状況について

■社会環境の変化

5 こどもの権利の保障

- ・こどもは大人と同様にそれぞれ人権を有する存在であり、守られる権利だけでなく、意見表明や社会参加の権利を持っている。
- ・すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる社会の実現を目的に、「北本市子どもの権利に関する条例」が令和4年10月に施行されており、この条例にのっとり、こどもの権利を保障していくことが求められている。

6 グローバル化の更なる進展

- ・生活を豊かにする側面もある一方、これまでの地域や国内の枠組みを超えた行動が求められる等、社会に多大な影響をもたらしている。
- ・経済活動等における海外に活路を見出す取組のほか、グローバル化への対応が可能な人材の育成等、グローバル化を好機として地域社会の発展につなげていく観点が必要となっている。

7 ウェルビーイングへの希求の高まり

- ・「ウェルビーイング（Well-being）」という概念が注目されており、国の各種施策においても焦点が当てられている。
- ・一人ひとりのライフスタイルや価値観の多様化が指摘される中、ウェルビーイングの実現に向けては、誰もが自分らしく生きることができ、他者とのつながりの中で能力を発揮することのできる社会づくりを進めることが重要となっている。

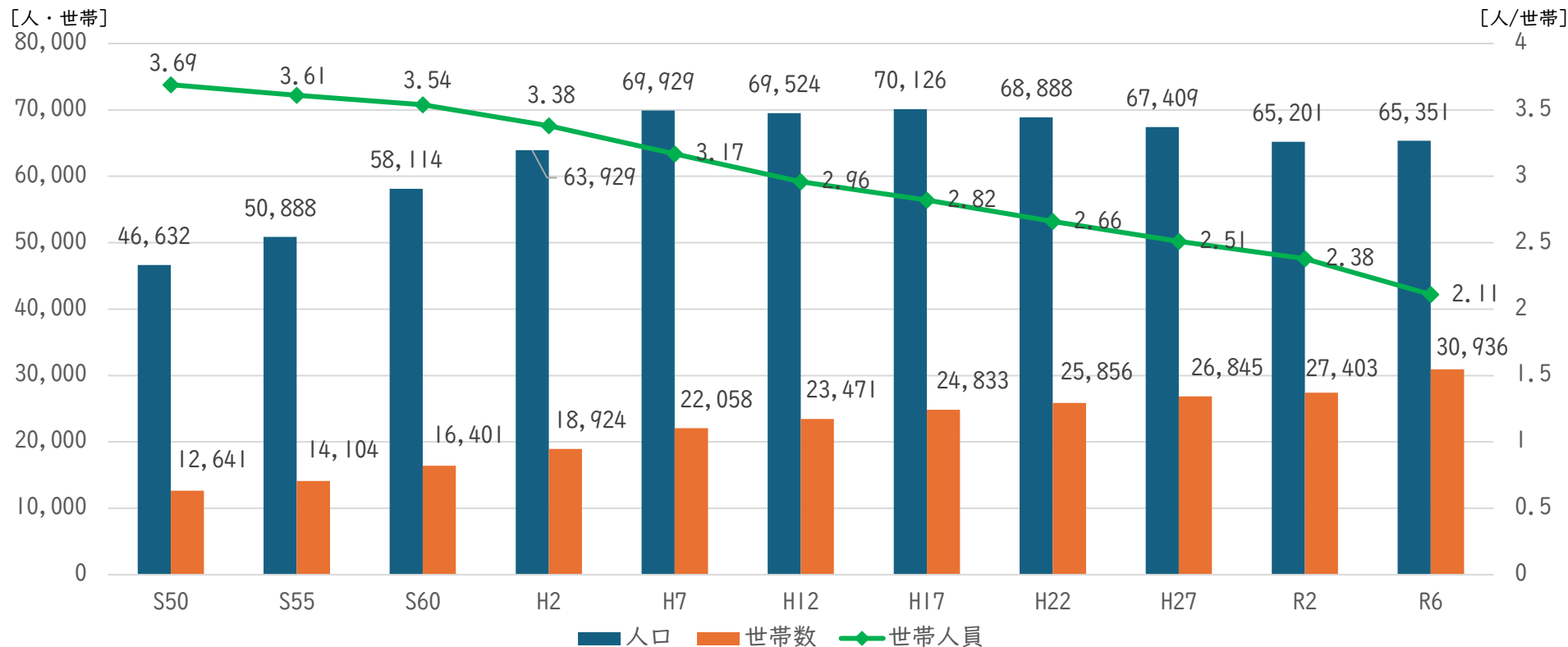
(2) 北本市を取り巻く状況について

■北本市の現状

Ⅰ 人口・世帯・世帯人員

本市の人口は平成17年をピークに減少している。

一方、世帯数は年々増加しており、世帯の小規模化が進行している。

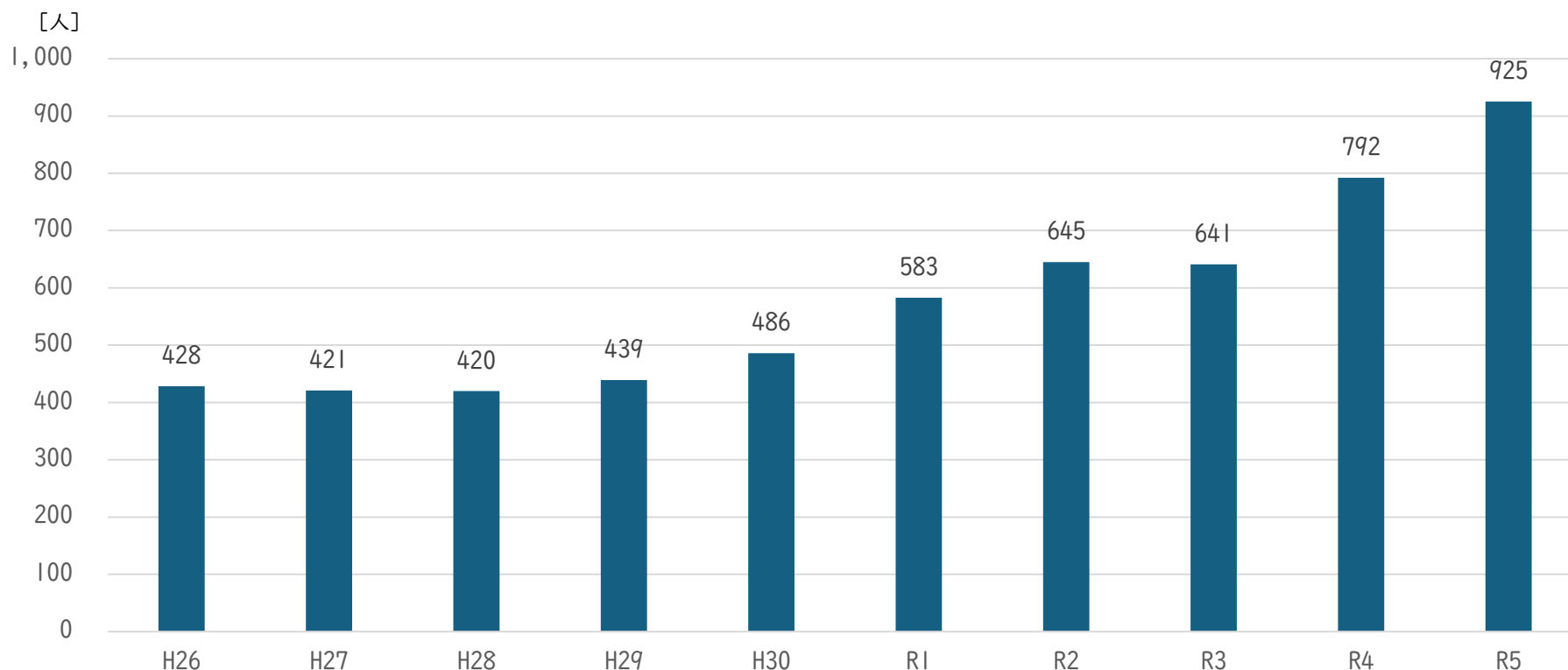


(2) 北本市を取り巻く状況について

■北本市の現状

2 外国人人口

在留外国人人口は令和3年に一度減少したものの、継続して増加傾向にある。



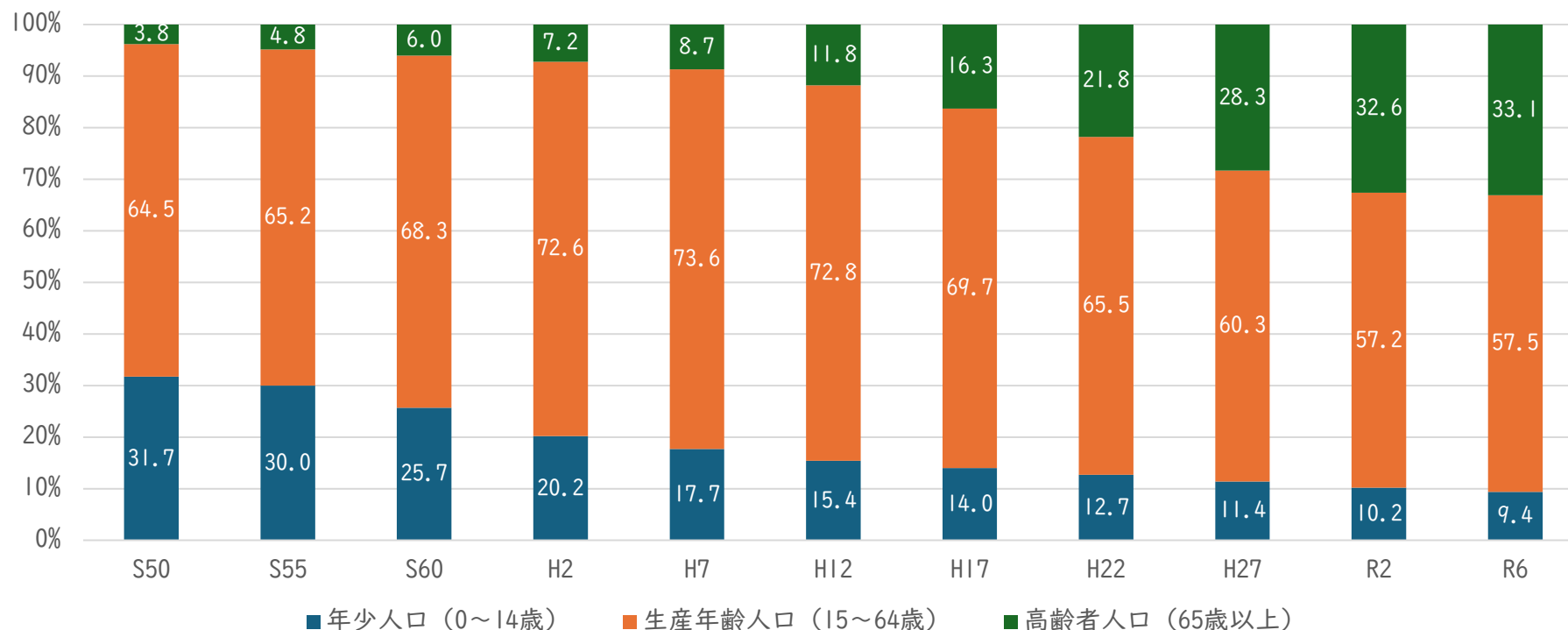
(2) 北本市を取り巻く状況について

■北本市の現状

3 年齢3区分別人口構成比

高齢者人口割合は上昇傾向に、年少人口割合は低下傾向にあり、少子高齢化の進行が推測される。

また、生産年齢人口割合についても平成7年をピークに低下している。



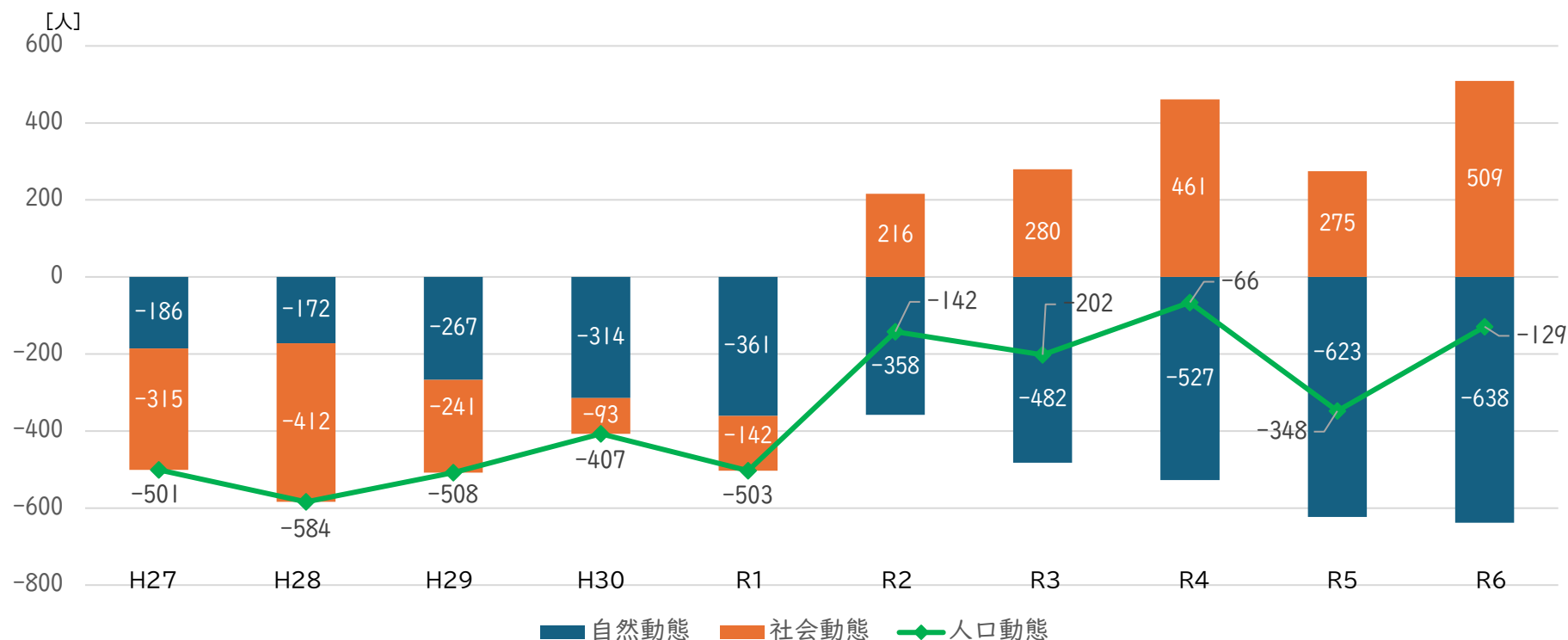
(2) 北本市を取り巻く状況について

■北本市の現状

4 自然動態・社会動態

自然動態（出生・死亡による人口変動）をみると、減少が続いており、近年はその減少幅も大きくなっている。

一方、社会動態（転出・転入による人口変動）をみると、令和元年までは減少が続いていたが、令和2年以降は増加が続いている。



(2) 北本市を取り巻く状況について

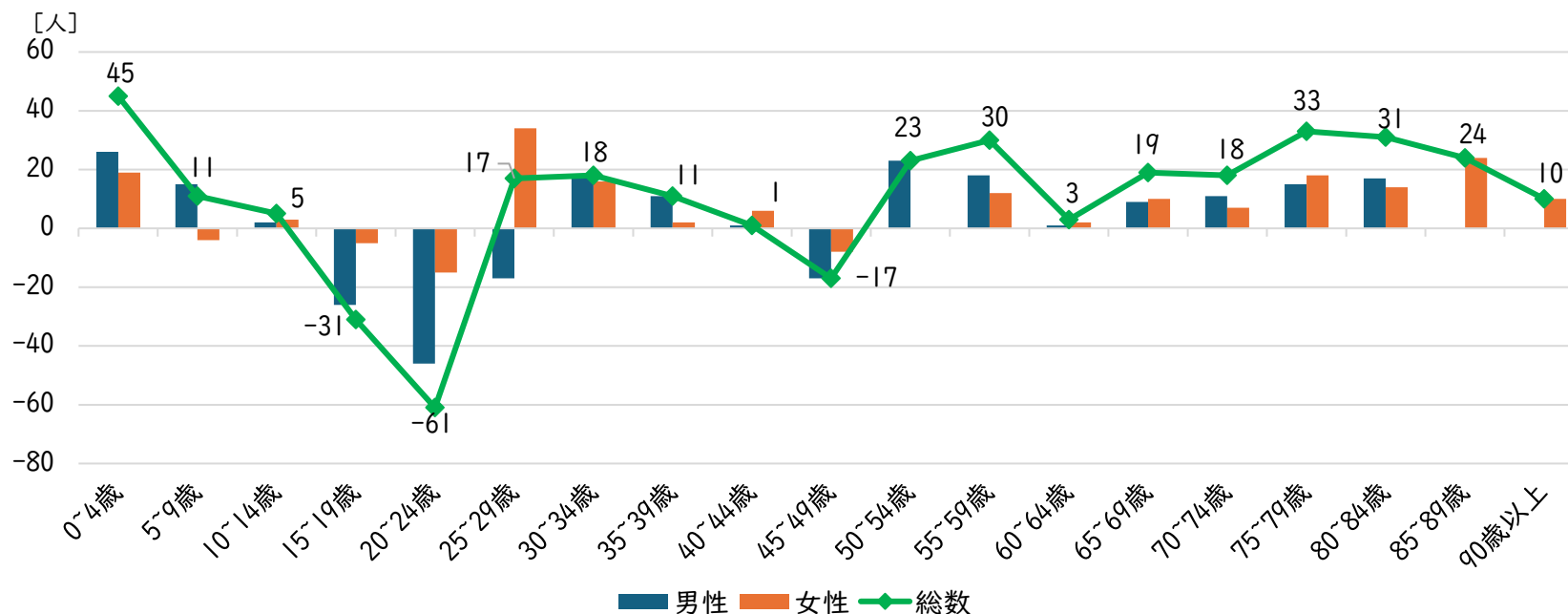
■北本市の現状

5 性・年齢別にみた社会動態

直近の社会動態を年齢別にみると、幅広い年代で社会増（転入超過）となっているが、10代後半から20代前半にかけては男女ともに社会減（転出超過）となっている。

一方、0～4歳については社会増の幅が比較的大きくなっており、子育て世帯が流入していることが推測される。

また、全体として社会増の状況にある中で、特に女性・20代後半において社会増が大きくなっている。

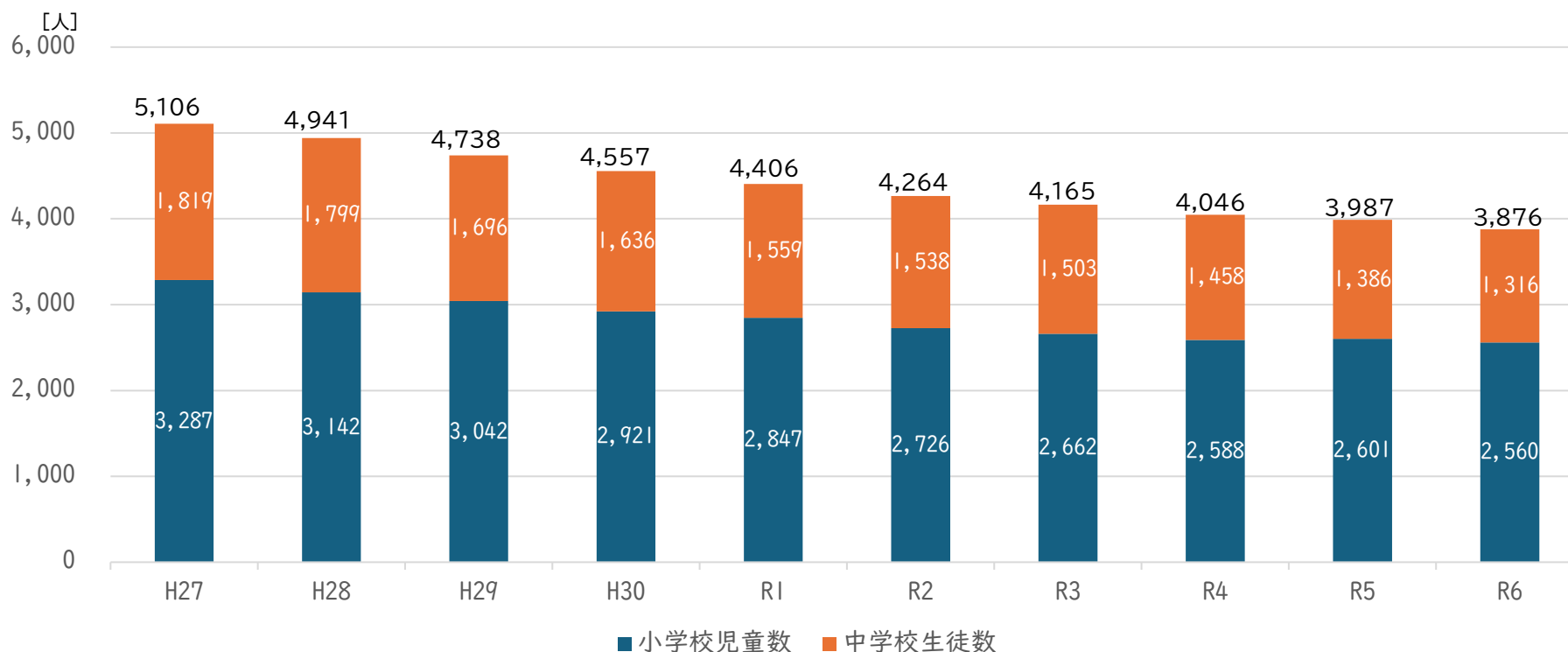


(2) 北本市を取り巻く状況について

■北本市の現状

6 小学校児童数・中学校生徒数

小学校児童数は令和5年にわずかに増加したものの、減少傾向にある。
また、中学校生徒数は減少が続いている状況である。



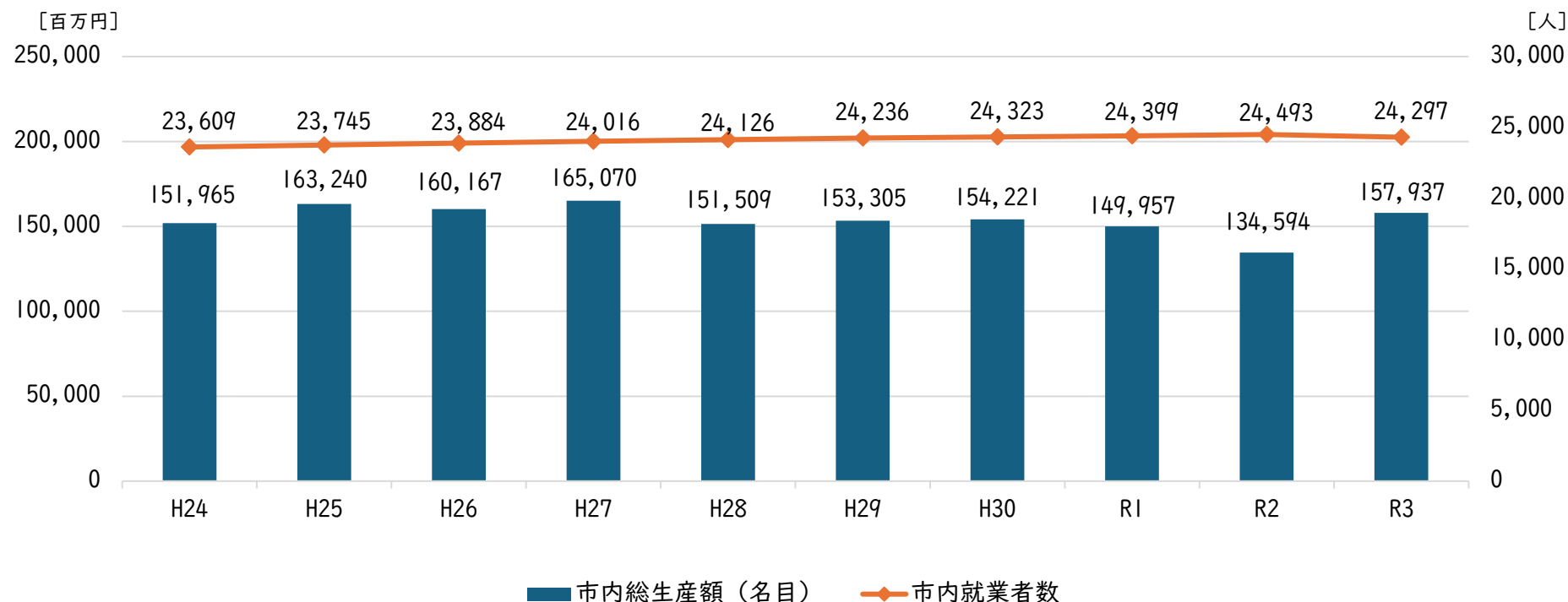
(2) 北本市を取り巻く状況について

■北本市の現状

7 市内総生産額・市内就業者数

市内総生産額は令和2年度に対前年比で1割以上減少したが、令和3年度には大きく回復し、約1,579億円となっている。

また、市内従業者数は近年増加傾向にあるが、令和3年度には減少に転じている。

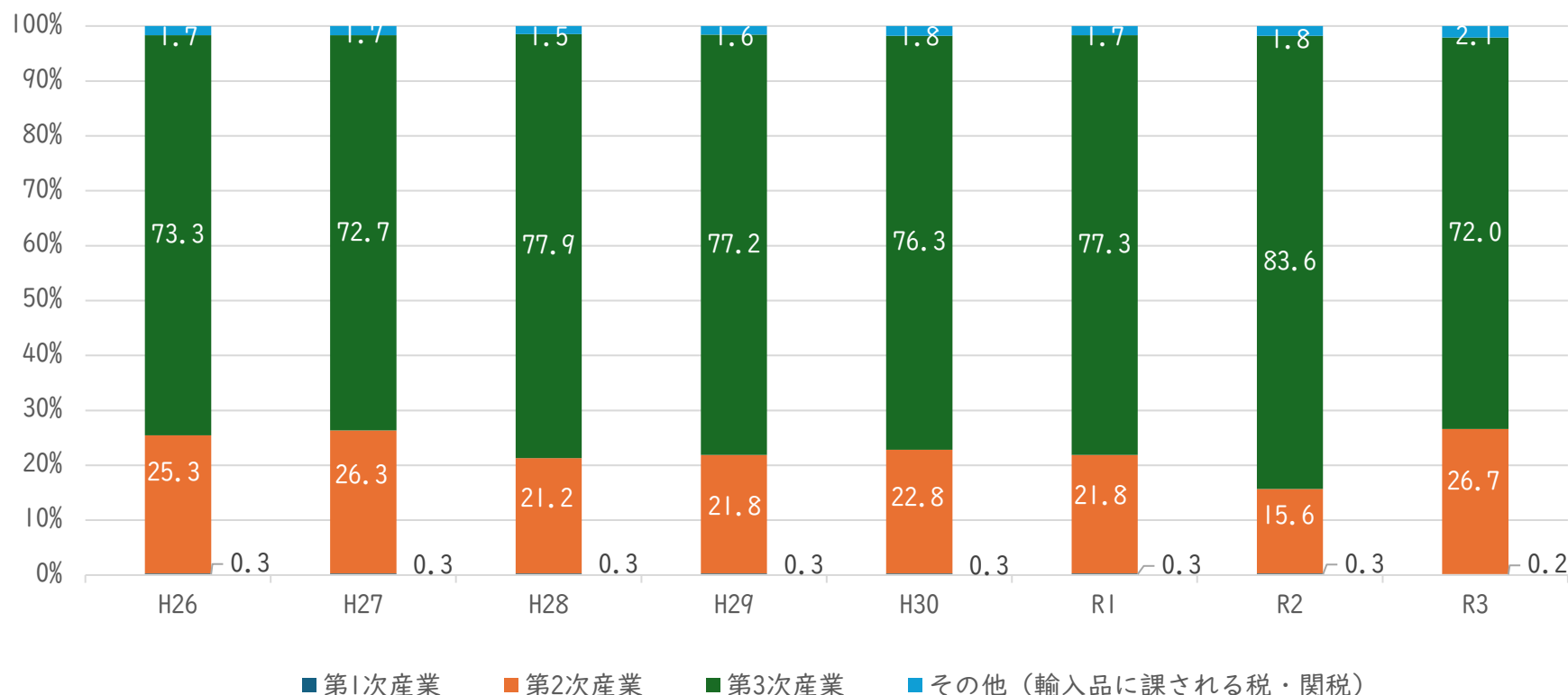


(2) 北本市を取り巻く状況について

■北本市の現状

8 市内総生産額の産業別構成比

市内総生産額の産業別構成比では、第3次産業が大半を占めている状況であり、概ね75%程度で推移している。



※控除項目(総資本形成に係る消費税)があるため、合計は100%にならない。

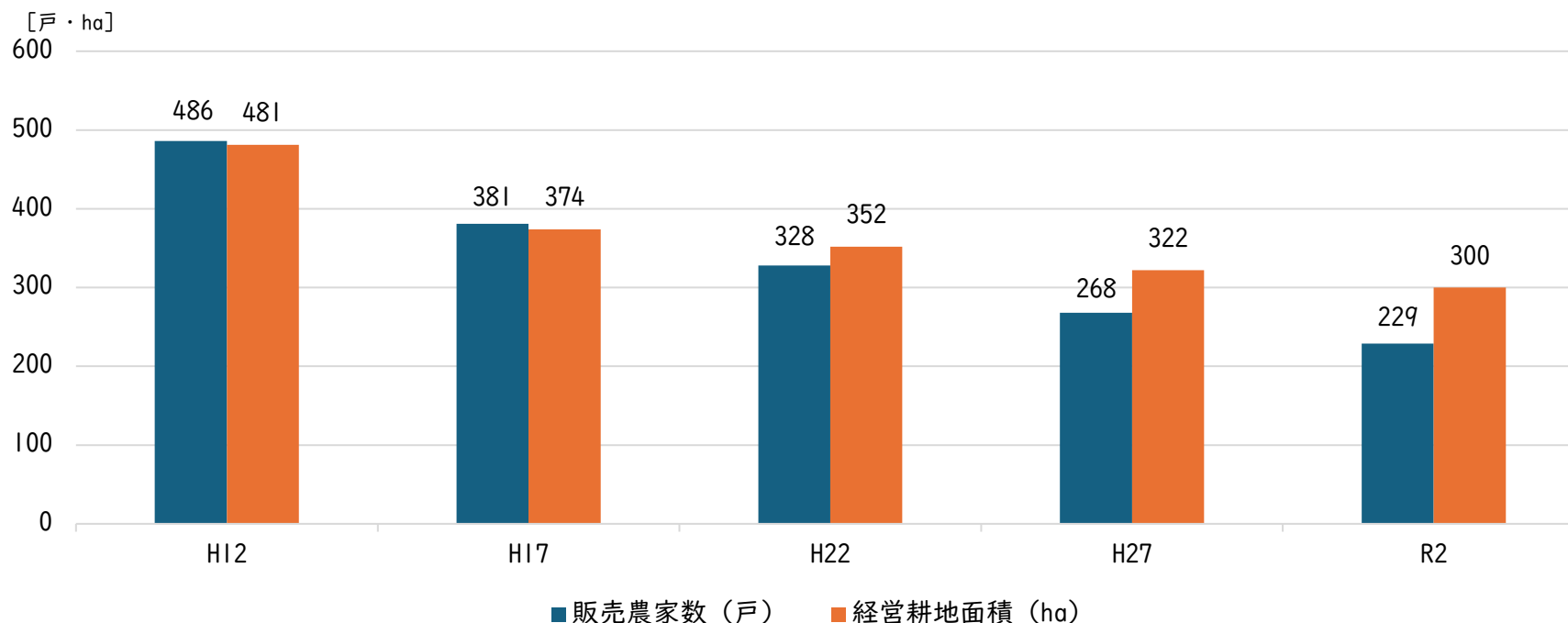
(2) 北本市を取り巻く状況について

■北本市の現状

9 農業の状況

販売農家数は平成12年からの20年間で半数以下にまで減少している。

経営耕地面積についても、平成12年からの20年間で4割弱減少しているが、その減少の程度は販売農家数に比べるとゆるやかであり、販売農家数は減少しつつも経営規模としては大規模化が進んでいることが推測される。



(2) 北本市を取り巻く状況について

■北本市の現状

10 商業の状況

事業所数は減少傾向で推移していたものの、近年では概ね横ばいとなっている。

また、従業者数と年間商品販売額については、平成24年を底として増加傾向にある。

事業所数が概ね横ばいで推移している中でこれらの数値が増加傾向にあることから、事業規模が拡大傾向にあることが推測される。

	H16	H19	H24	H26	H28	R 3
事業所数（事業所）	480	476	377	387	397	387
従業者数（人）	4,293	4,431	3,705	3,822	3,882	4,142
年間商品販売額（千万円）	10,614	10,905	9,444	10,282	12,116	12,300

(2) 北本市を取り巻く状況について

■北本市の現状

II 工業の状況

製造業事業所数、従業者数、製造品出荷額のいずれも、増減を繰り返しながら推移しているが、従業者数は近年3,000人を下回っている状況である。

	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
製造業事業所数（事業所）	75	-	82	73	71	73	71	60	*81	*81
従業者数（人）	3,246	-	3,900	3,235	2,876	3,062	3,002	2,825	*2,516	*2,795
製造品出荷額等（千万円）	8,425	10,211	8,448	6,112	6,508	6,136	4,784	*6,531	*7,045	-

※「*」は経済構造実態調査（製造業事業所調査）

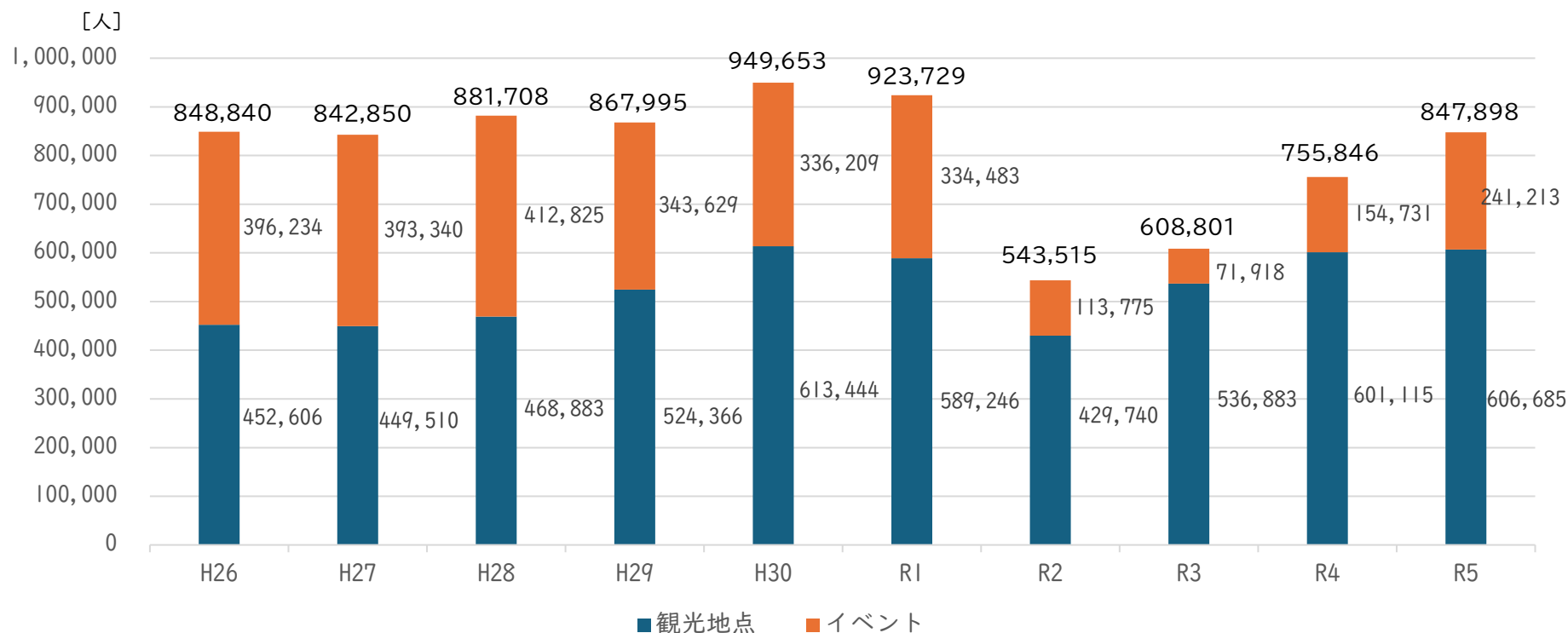
※「-」はデータなし

(2) 北本市を取り巻く状況について

■北本市の現状

12 観光入込客数

観光入込客数は令和2年に減少して以降、増加傾向にあるが、以前の水準にまでは回復しておらず、特にイベントによる数が十分に回復していない。



(2) 北本市を取り巻く状況について

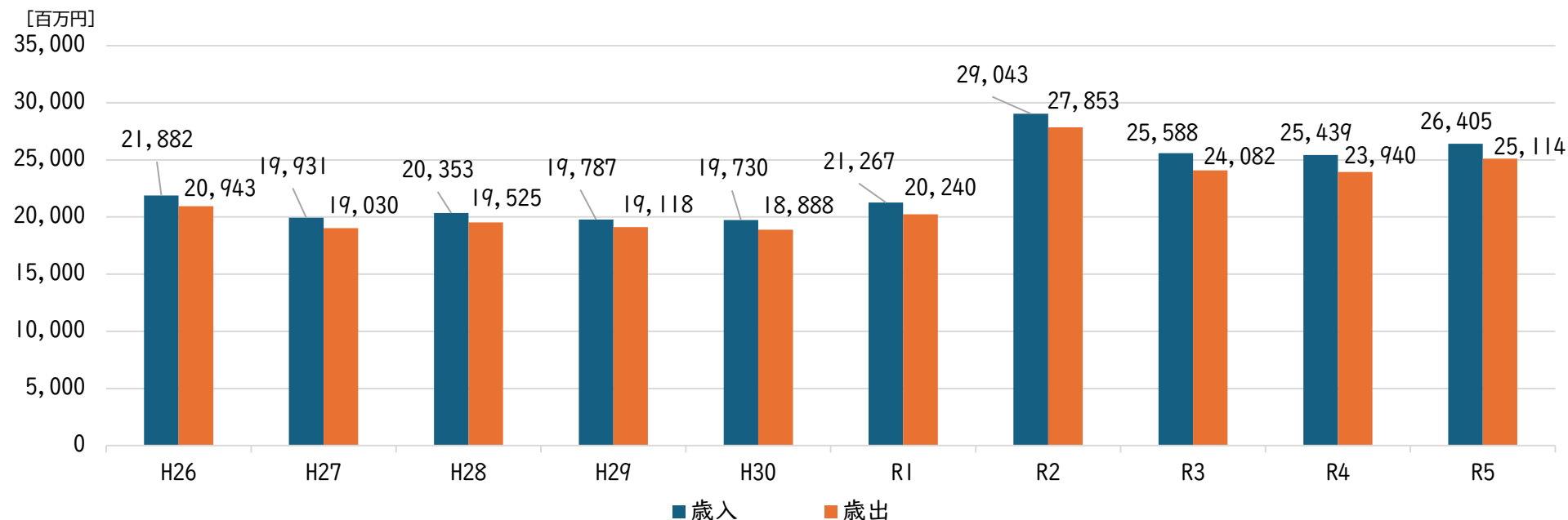
■北本市の現状

13 歳入・歳出決算額

一般会計の歳入・歳出決算額について、近年の推移をみると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がみられた令和2年度の前後で変動が大きくなっている。

歳入の根幹をなす市税収入は近年は概ね横ばいで推移しているが、生産年齢人口の減少等を背景に、今後の減収が見込まれる。

また、歳出においては、人件費の増加が続いているのに加え、各種給付費の増加を背景として令和3年度以降は扶助費が60億円以上で推移している。

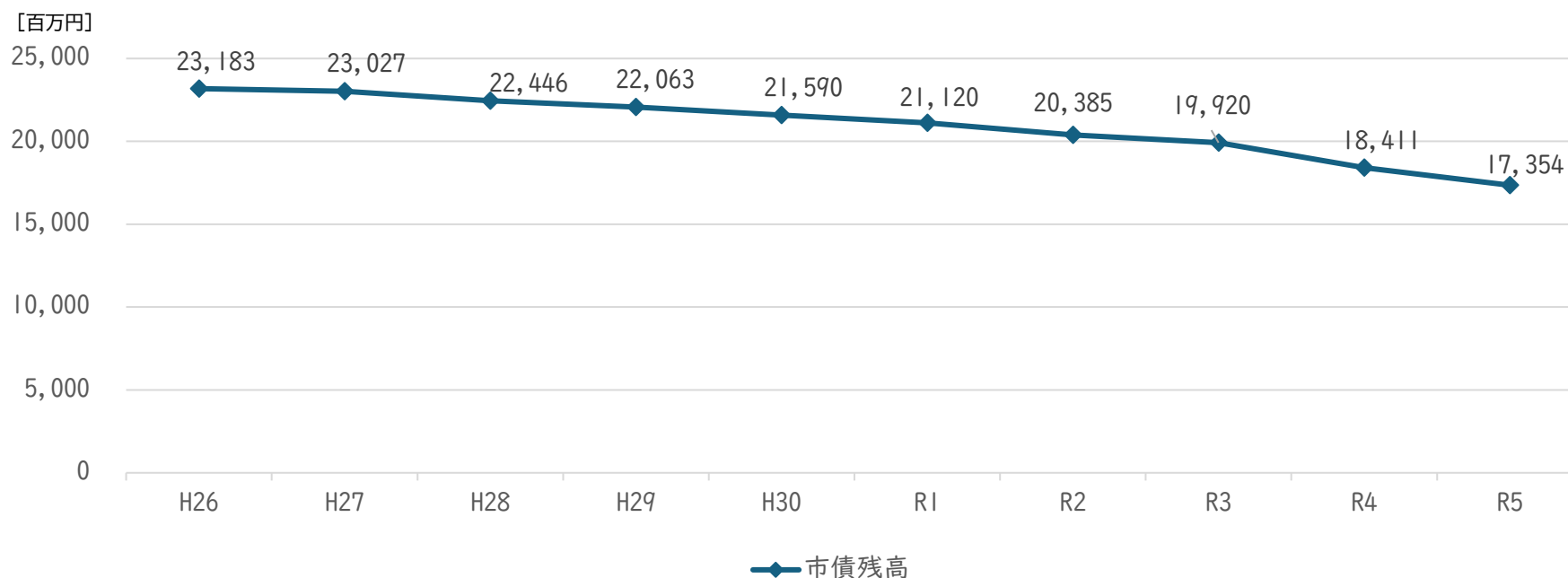


(2) 北本市を取り巻く状況について

■北本市の現状

14 市債残高の推移

市債残高は、投資的経費の抑制に伴って減少傾向にある。

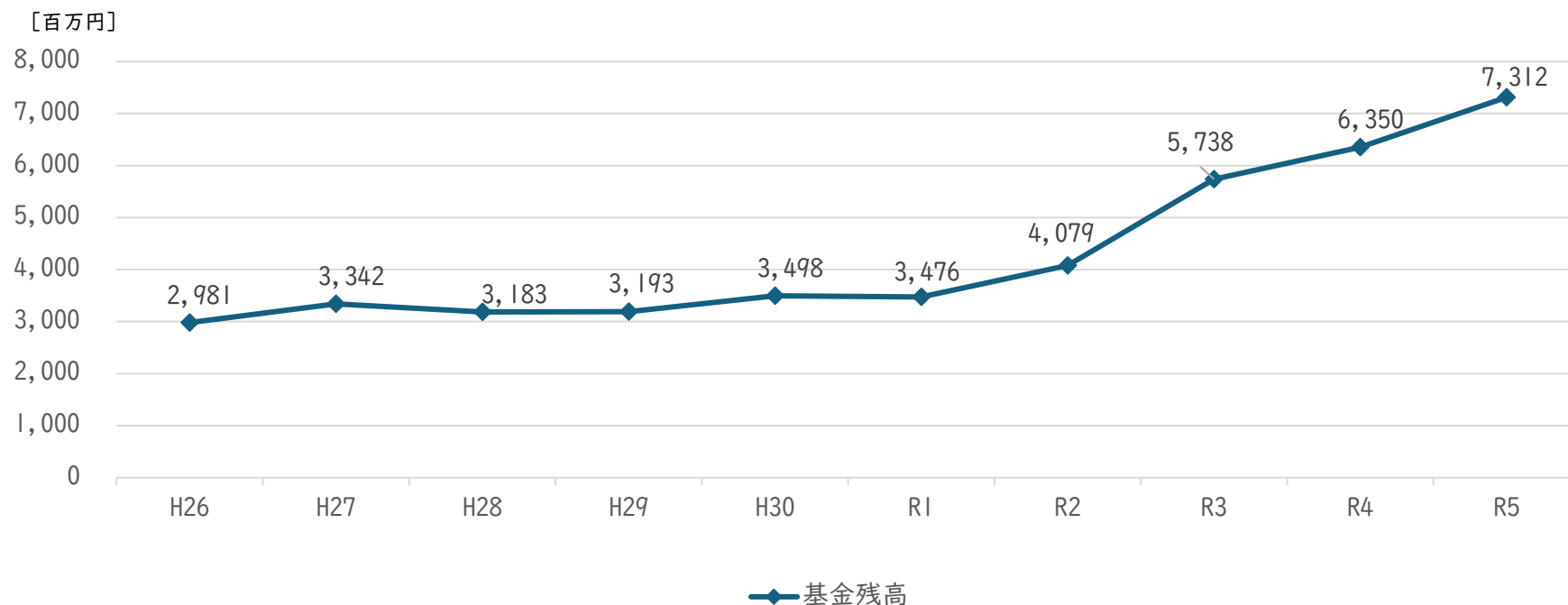


(2) 北本市を取り巻く状況について

■北本市の現状

15 基金残高の状況

基金については、ふるさと納税の好調等を背景として残高が増加傾向にあり、令和5年度には約73.1億円となっている。



(2) 北本市を取り巻く状況について

■北本市の現状

16 財務指標の状況

標準財政規模に対する公債費の割合を示す実質公債費比率については、平成30年度以降は概ね横ばいで推移していたが、令和4年度には標準財政規模の減少により上昇している。

また、標準財政規模に対する地方債等の大きさを示す将来負担比率については、平成26年度以後、市債の発行量を抑制しているため低下傾向となっている。

さらに、充当可能財源等が増加し、将来負担する負債額を上回るため、令和4年度以降は算出されない状況である。

	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
実質公債費比率	3.9%	3.5%	4.6%	6.2%	7.3%	7.3%	7.4%	7.3%	7.9%	7.9%
将来負担比率	52.5%	42.4%	42.5%	41.5%	34.3%	27.1%	18.9%	4.8%	-	-

※「-」は算定なし

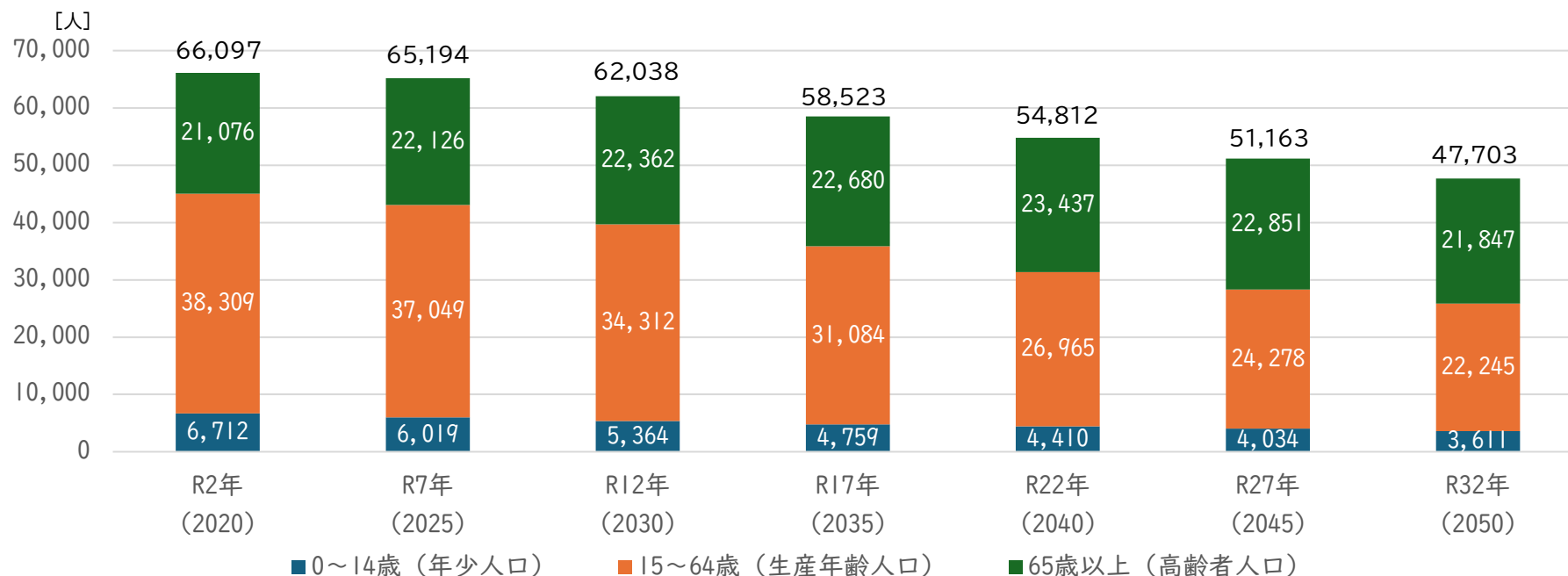
(2) 北本市を取り巻く状況について

■北本市のこれから

Ⅰ 人口の推計

今後の人口を推計すると、基本構想の中間年である令和12年の人口は約62,000人、最終年である令和17年の人口は約59,000人となり、その後も人口が減少していくと見込まれる。

年齢構成では、当面、年少人口及び生産年齢人口にあっては減少が、また高齢者人口にあっては増加が続き、少子高齢化が更に進行していくことが見込まれ、令和17年には年少人口が4,759人（8.1%）、生産年齢人口が31,084人（53.1%）、高齢者人口が22,680人（38.8%）となり、高齢者人口の占める割合（高齢化率）は4割に迫ることが見込まれる。



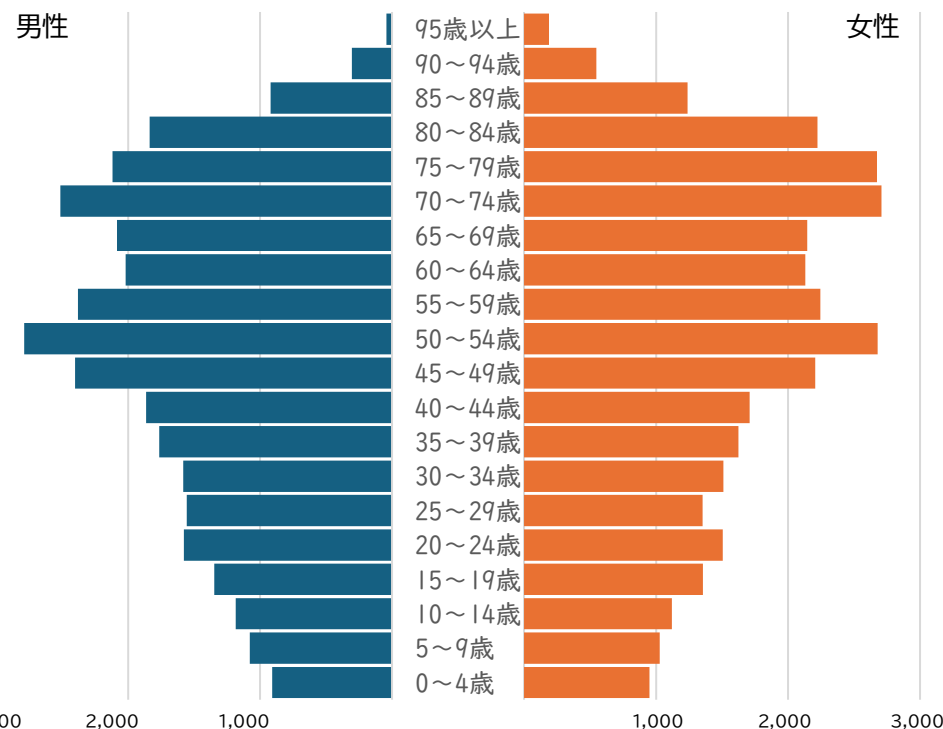
(2) 北本市を取り巻く状況について

■北本市のこれから

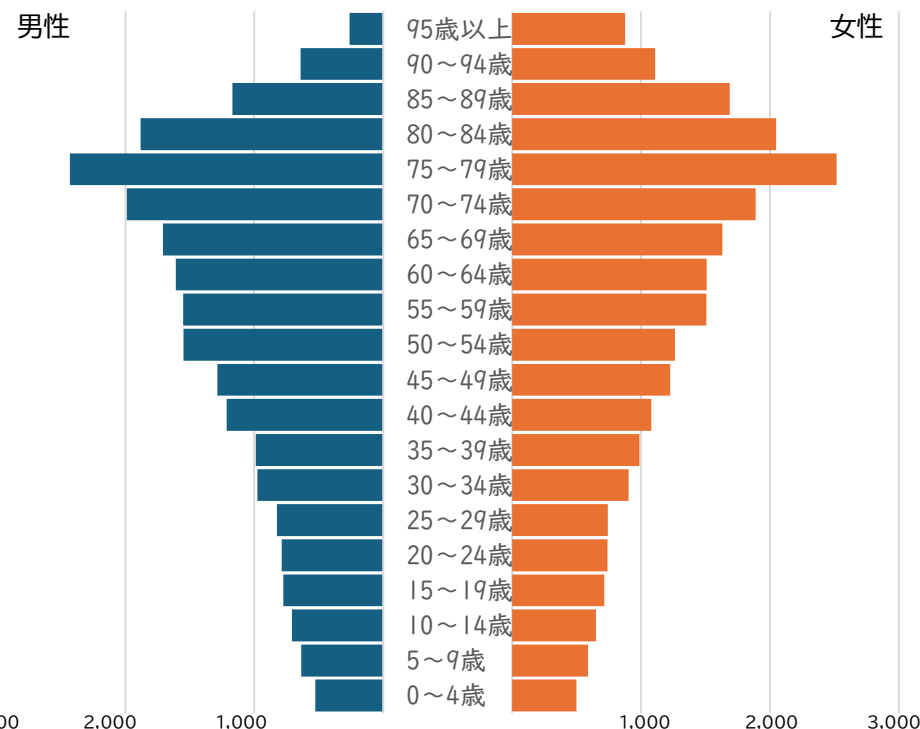
2 性・年齢別人口構成の変化

令和32（2050）年の推計結果における人口構成を性・年齢別にみると、いわゆる団塊ジュニア世代に相当する75～79歳が多くなっており、それより下の年齢では、より低い年齢層ほど人口が少ない「逆ピラミッド型」に近い形となっている。

【令和6（2024）年】



【令和32（2050）年】



(2) 北本市を取り巻く状況について

■北本市のこれから

3 人口の変化による影響

① 産業や経済の担い手の減少

今後、医療や介護サービスを必要とする人の増加が見込まれる一方、そうした医療や介護サービス以外も含め、各種産業において、生産年齢人口の減少による人材不足が生じることが懸念される。また、人口減少に伴って市内経済を支える消費者も減少することになり、市内の経済が停滞することが懸念される。

② 地域の活力（活動を生み出す力）の低下

地域社会においては、人口減少及び高齢化の進行、高齢者のみの世帯の増加、地域活動への参加率の低下等により、隣近所のつながりの確保が課題となっている状況である。

今後、今以上に少子高齢化と人口の減少が続くことで、地域の活力や福祉・防災・防犯等の共助の機能の低下が生じることが懸念される。

③ 公共施設等の維持・更新への対応

これまでに整備してきた公共施設及びインフラ施設については老朽化が進行しており、維持管理・更新への対応が必要となっているため、財政上の大きな負担となることが見込まれる。

一方、人口の減少や年齢構成の変化に伴い、市民ニーズが変化していることから、公共施設等の利用需要の変化に応じて、最適な規模や配置、施設機能の再構成を実現していくことが重要となる。

(2) 北本市を取り巻く状況について

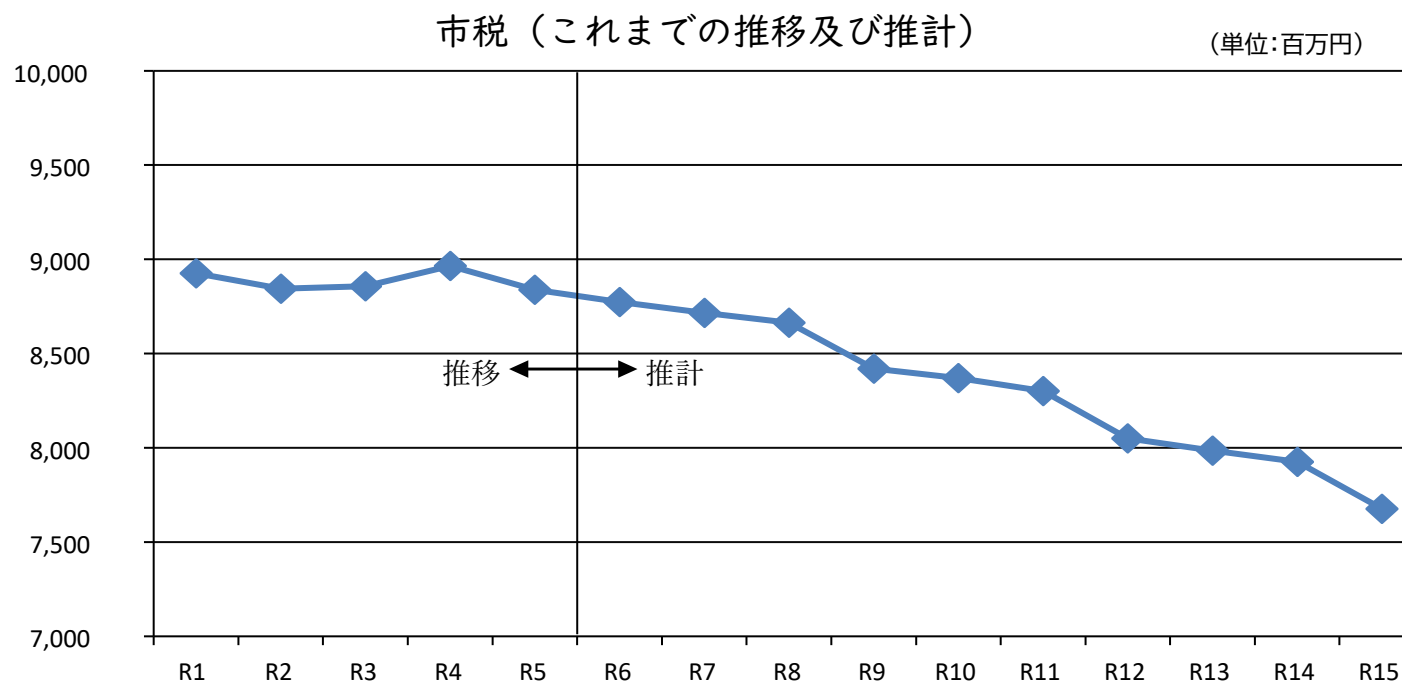
北本市のこれから

3 人口の変化による影響

④ 財政状況への影響

歳入の根幹をなす市税収入については、生産年齢人口の減少による個人市民税の減収が見込まれる等、全体として減収が続くことが見込まれる。

高齢者の増加等により社会保障関係経費は増加することが見込まれる中において、持続可能な財政運営を行わなくてはならない。



(2) 北本市を取り巻く状況について

■ 市民意識

Ⅰ 市民意識調査

調査対象者	市内在住の18歳以上の方（無作為抽出）
調査期間	令和6年9月5日（木）～17日（火）
調査方法	郵送配布・郵送回収及びWEBによる本人回答方式
配布数	2,000件
有効回収数	1,003件（内訳：郵送 729件、WEB 274件）
有効回収率	50.2%

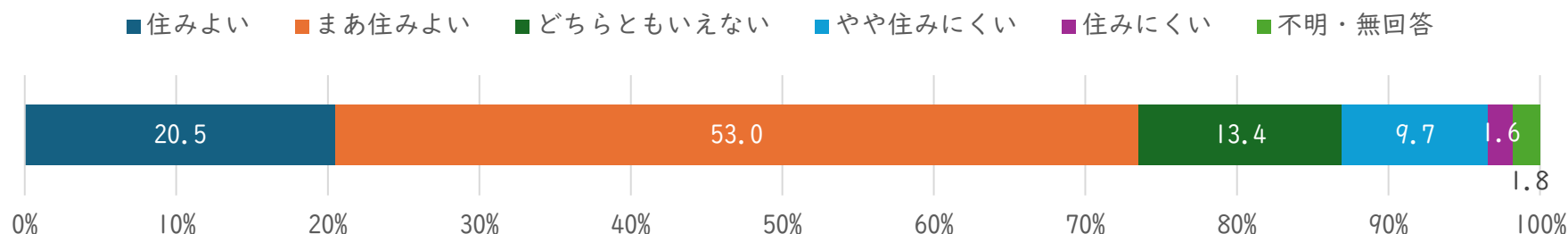
(2) 北本市を取り巻く状況について

■ 市民意識

I 市民意識調査

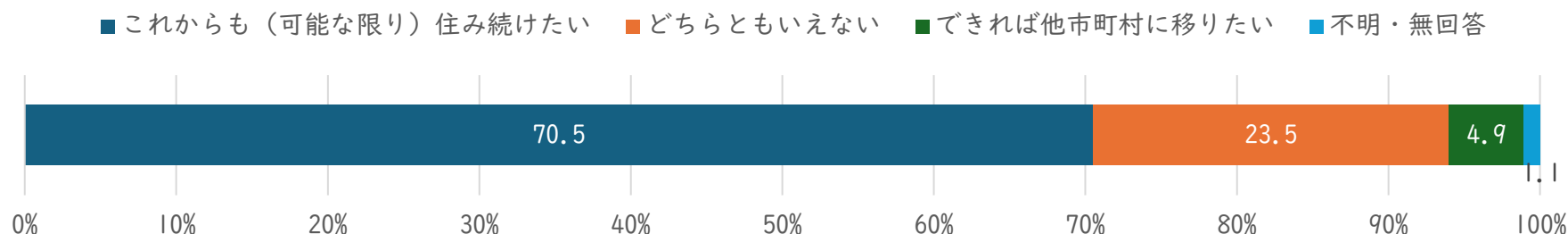
① 北本市の住みやすさについて

全体では「まあ住みよい」が53.0%と最も高く、次いで「住みよい」が20.5%となっている。



② 北本市への定住意向について

全体では「これからも（可能な限り）住み続けたい」が、70.5%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が23.5%となっている。

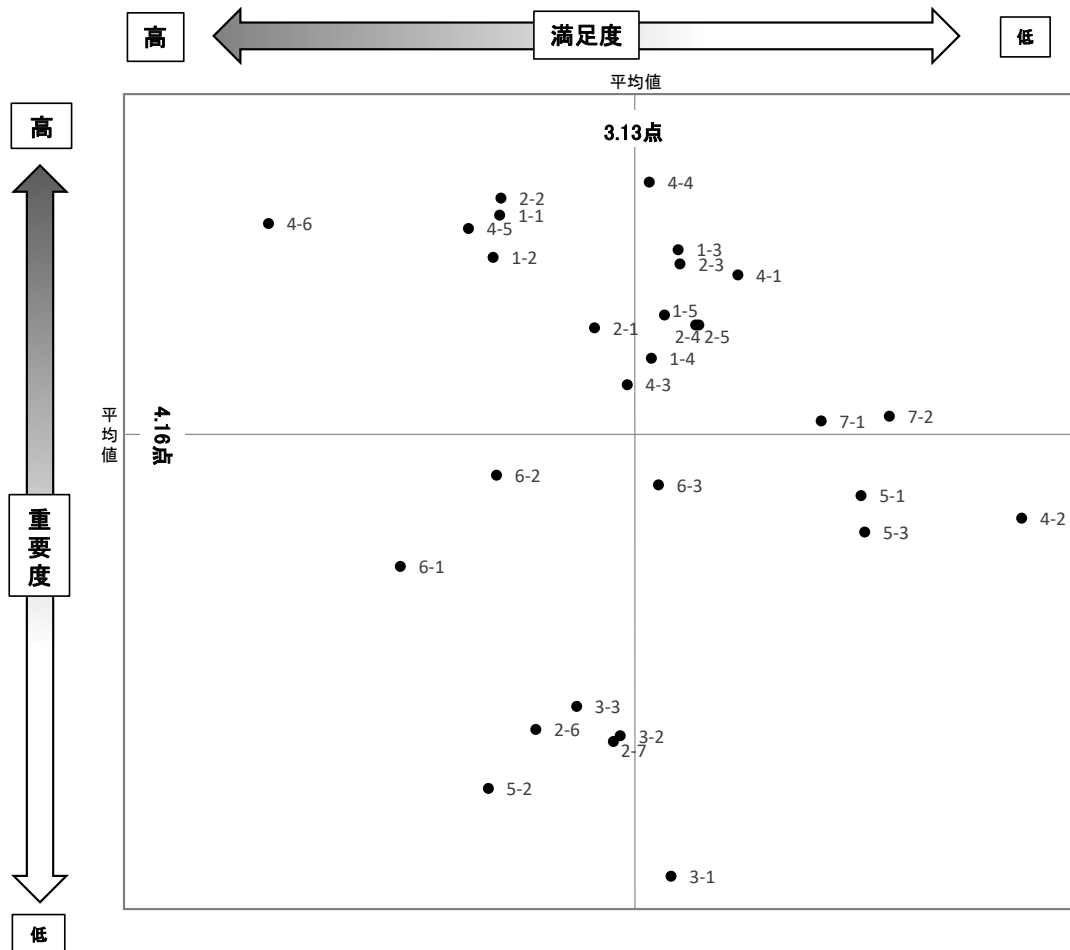


(2) 北本市を取り巻く状況について

市民意識

Ⅰ 市民意識調査

③ 施策の重要度・満足度



1-1	子育て支援の充実
1-2	母子保健と子どもに関する医療の充実
1-3	支援を必要とする子ども・家庭へのきめ細かな取り組み
1-4	学校・家庭・地域の連携による教育の推進
1-5	学校教育の充実
2-1	地域福祉の推進
2-2	保健・医療の充実
2-3	高齢者福祉の充実
2-4	障がい者福祉の充実
2-5	社会保障制度の適正な運営
2-6	生涯学習の推進
2-7	スポーツ活動の推進
3-1	市民参画と協働の充実
3-2	暮らしを支える地域活動の支援
3-3	平和と人権の尊重
4-1	豊かな住環境の整備
4-2	バランスのある土地利用の推進
4-3	環境に優しいまちづくり
4-4	道路、上・下水道、河川の整備
4-5	防犯・交通・消費者対策の強化
4-6	消防・防災の充実
5-1	農業・商業・工業の振興
5-2	文化財の活用・保護
5-3	就労対策の充実
6-1	市民との情報共有
6-2	適正な事務の執行
6-3	効果的かつ効率的な行財政運営の推進
7-1	若者の移住・定住・交流促進
7-2	めざせ日本一、子育て応援都市

(2) 北本市を取り巻く状況について

■ 市民意識

2 市民意見募集「北本が目指す“まちの未来”について」

調査対象者	市内在住、在勤、在学の方及び市に関わりのある方
調査期間	令和6年9月1日（日）～10月31日（木）
調査方法	各イベントや広報による周知、窓口及びWEBによる本人回答方式
有効回収数	116件
回答者	住まい（市内在住 99件、市内在勤 2件、市内在学 6件、市外在住 9件）
	年代（10代以下 12件、20代 8件、30代 40件、40代 24件、50代 22件、60代 5件、70代 5件）

(2) 北本市を取り巻く状況について

■ 市民意識

2 市民意見募集「北本が目指す“まちの未来”について」

① 北本市の『自慢できるところ』

※ワードクラウド（単語を出現頻度に応じた大きさに並べたもの）にて表記



② 北本市の『イメージ』

※ワードクラウド（単語を出現頻度に応じた大きさに並べたもの）にて表記

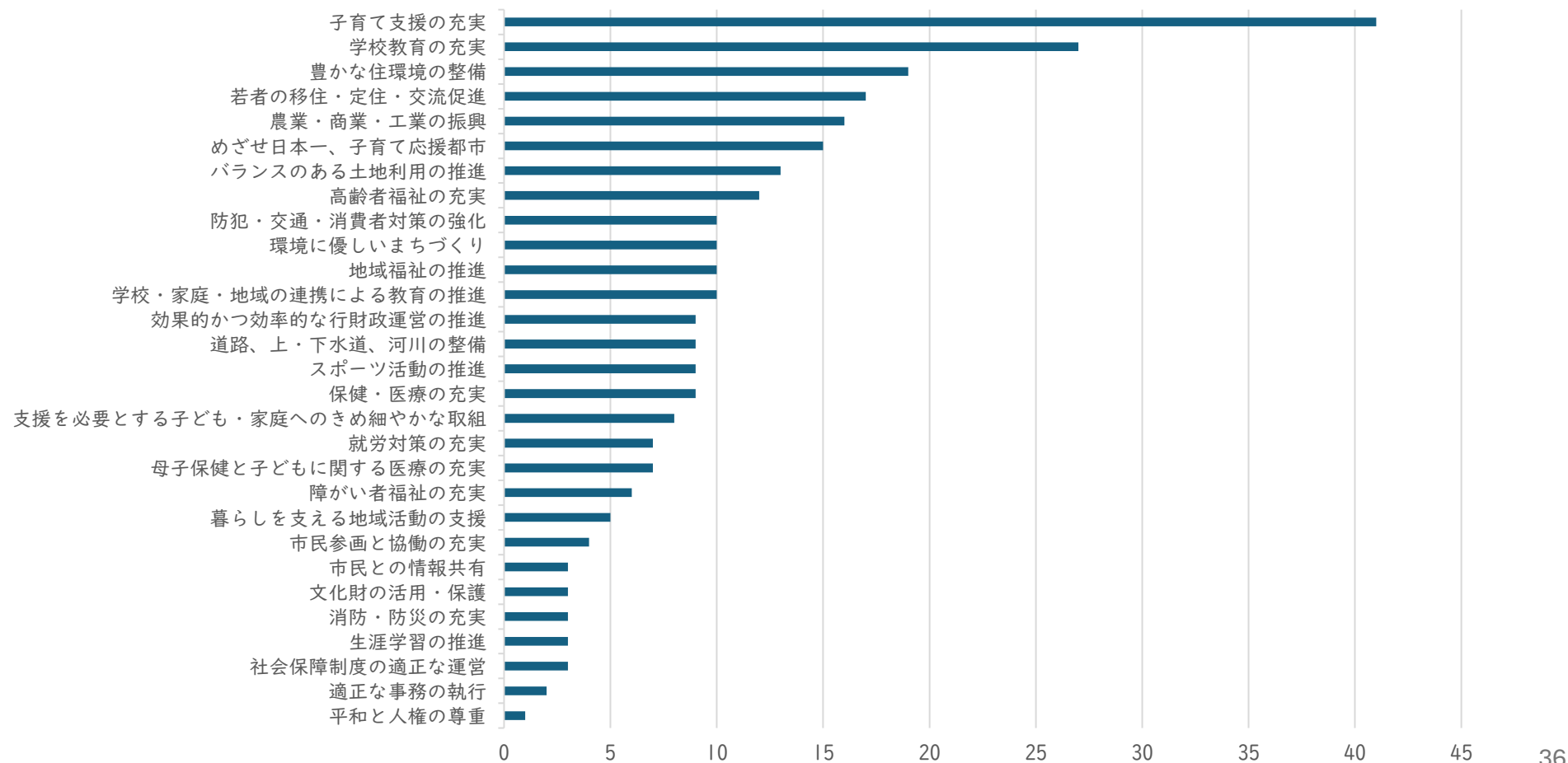


(2) 北本市を取り巻く状況について

■ 市民意識

2 市民意見募集「北本が目指す“まちの未来”について」

③ これからのまちづくりで重要（必要）だと思うこと



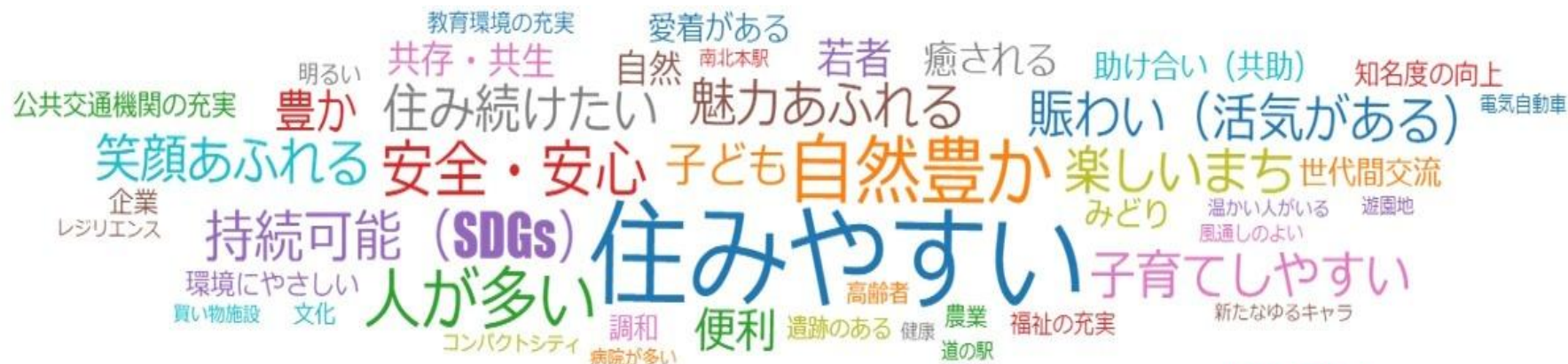
(2) 北本市を取り巻く状況について

市民意識

2 市民意見募集「北本が目指す“まちの未来”について」

④ 『未来の北本』

※ワードクラウド（単語を出現頻度に応じた大きさに並べたもの）にて表記



(2) 北本市を取り巻く状況について

■ 市民意識

3 市民ワークショップ

	第1回	第2回
日時	令和6年11月10日(日) 10時～	令和6年12月14日(土) 10時～
テーマ	・「市の魅力」の共有 ・北本市がどんなまちになるとよいか	・北本市でどんなことをしていけるとよいか (第1回で出た興味・関心に沿って検討)
対象	北本市に在住・在勤・在学の方 ※別途実施の市民アンケート、市の広報・ホームページを通して募集 ※一部の参加者を除き、各参加者は第1回・第2回ともに参加	
参加者数	27名	23名

(2) 北本市を取り巻く状況について

市民意識

3 市民ワークショップ

① どんなまちになるとよいか

人と人がつながり出会うまち		人にやさしい安心して暮らせるまち		楽しんで暮らせる魅力あるまち	
地域の交流がある	異世代との交流	高齢者にやさしいまち	健康な人が多い町	活気があるまち お店・イベントなど	素敵な個店が立ち並ぶまち
住んでいる人の顔が見える（わかる）まち	人と人がつながれる	無理なく助け合える関わるまち	災害に強い 防災意識の高いまち 安心して住める	マーケットのある町	飲食店の活性化
人々（市民）が集える場所がある	異業種が交流し新しい発見！	障害のある人もない人も住み良い街	災害のときに支え合える体制があること	アートが楽しめるまち	商業施設の増加
地域の様々な関係者がつながる街	世代間をつなげる仕組みがある	認知症のある人も地域で暮らせる街	子どもに優しい町（公園を活かす、食育）	空家を活用できるまち	駅前施設の増加
無理なく助け合える関わるまち	世代間を越えて交流のできる居場所のある街	街ぐるみでの福祉	犯罪がない 安全	若い人が集う施設（大学、グラウンドなど）	若い人々が集まる町（オシャレなお店）
隣市とも仲良いまち	若い世代を増やす	子育てしやすいまち（同様の意見多数）	多様性を受け容れる 高齢者、子ども、障がい者等	年代関係なく楽しいまち	シンボルのある町
若者が住みやすいまち		子どもが遊ぶ場所	誰一人取り残されない街	まちに出かけたいと思うきっかけがあるまち	映画・本等文化を楽しめるスペース
				北本の魅力の発信	
自然とともにあるまち		生活に便利な住みやすいまち		誰もが活躍・チャレンジできるまち	
自然を大切にしつつけるまち	自然の中で楽しめるキャンプ場	生活しやすい	交通網が整備されたまち	空家を活用できるまち	キャリアをつめるまち
自然を活かす	農作物を活用	（食品等）買い物に困らない体制づくり	交通弱者も便利に暮らせる街	様々な人が活躍できる	市内で働ける場所が多く
自然と共存	自然栽培の維持	買い物が便利	コミュニティバス等の充実	高齢者が楽しめる（役割がある）まちづくり	学びができる（お金、健康、食育）
緑を維持して欲しい	農業体験ができる	渋滞が少ない	高崎線以外の交通手段	企業誘致	働く場所が多い
人と自然両方にやさしいまち	新鮮で美味しいものが食べられる	キレイな公園	道路	誰かの好き、チャレンジが尊重されるまち	まちの中心に働く場がたくさんあるまち
公害のないきれいな街	食育ができる	街にゴミが落ちていない	市外からのアクセス向上	大学の誘致	後継をしっかりと残せる街

(2) 北本市を取り巻く状況について

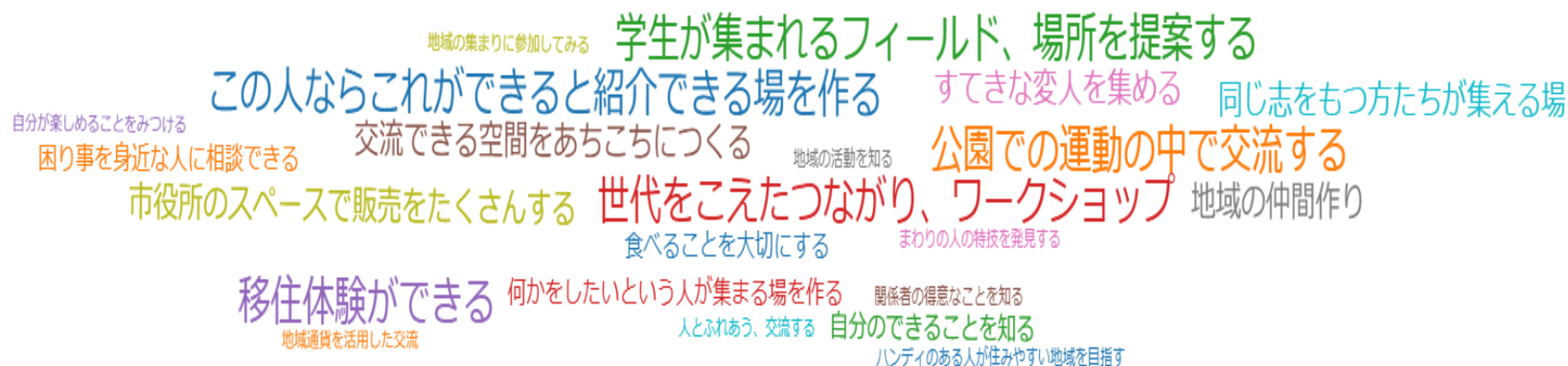
■ 市民意識

3 市民ワークショップ

② どんなことをしていけるとよいか

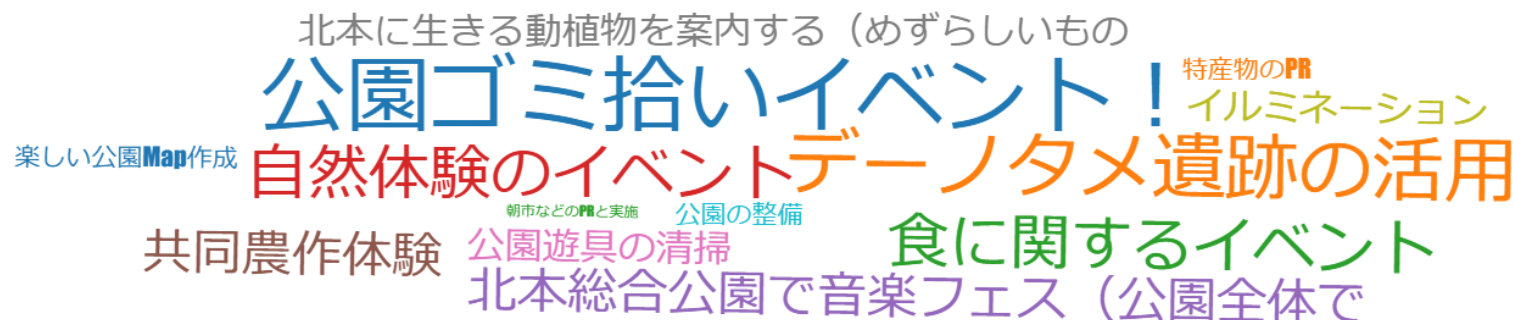
◆ 人と人がつながり出会うまち

※ワードクラウド（単語を出現頻度に応じた大きさに並べたもの）にて表記



◆ 自然とともにあるまち

※ワードクラウド（単語を出現頻度に応じた大きさに並べたもの）にて表記



(2) 北本市を取り巻く状況について

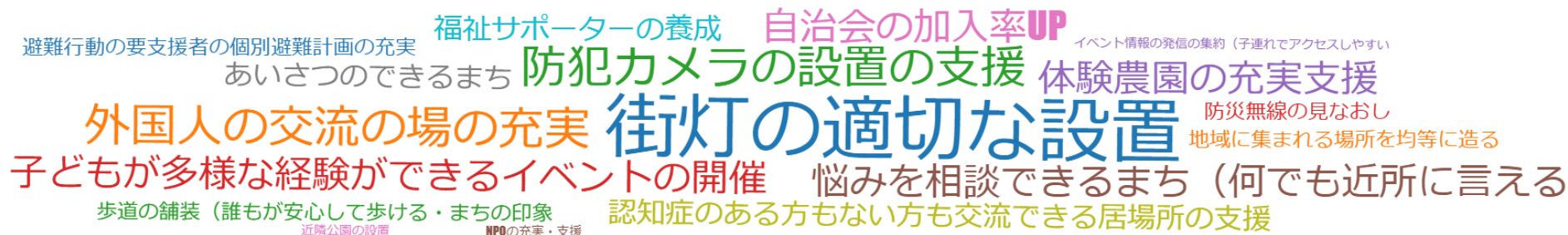
■ 市民意識

3 市民ワークショップ

② どんなことをしていけるとよいか

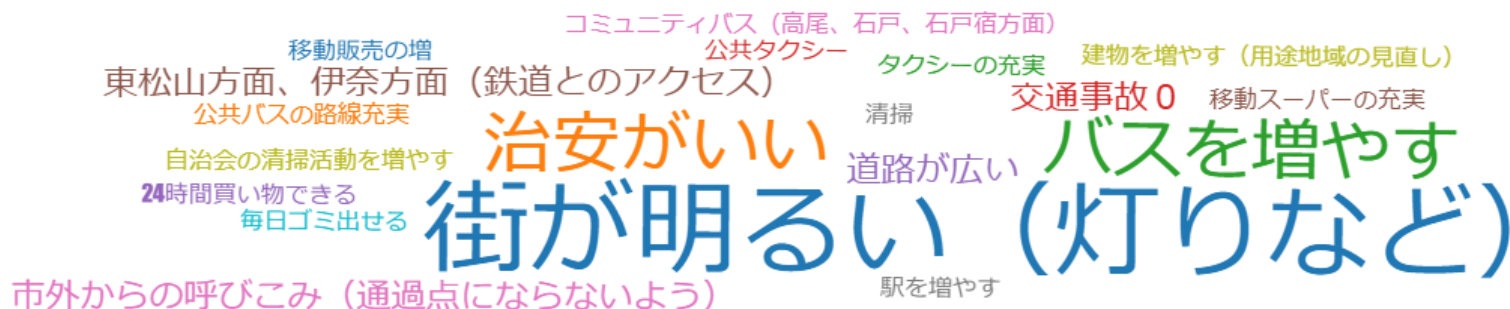
◆ 人にやさしい安心して暮らせるまち

※ワードクラウド（単語を出現頻度に応じた大きさに並べたもの）にて表記



◆ 生活に便利な住みやすいまち

※ワードクラウド（単語を出現頻度に応じた大きさに並べたもの）にて表記



(2) 北本市を取り巻く状況について

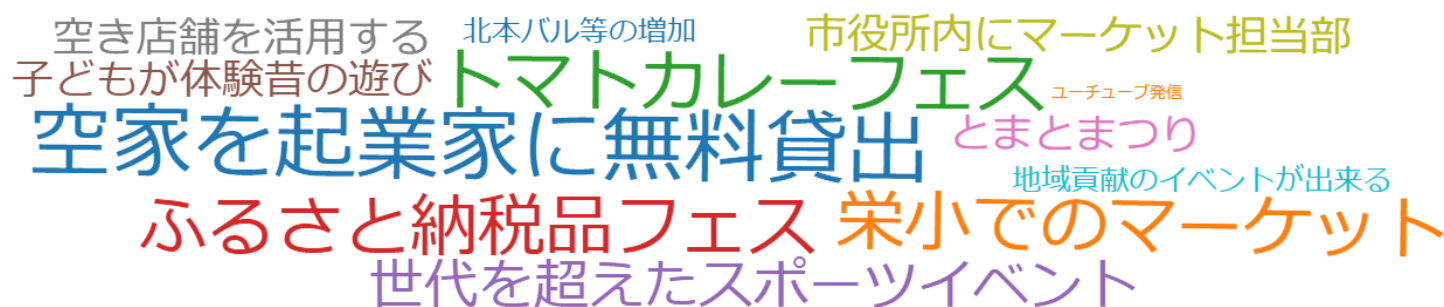
■ 市民意識

3 市民ワークショップ

② どんなことをしていけるとよいか

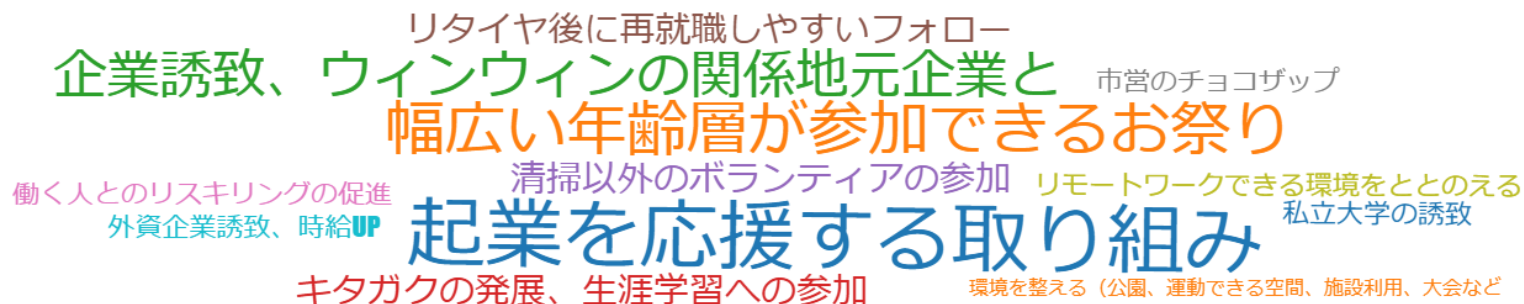
◆ 楽しんで暮らせる魅力あるまち

※ワードクラウド（単語を出現頻度に応じた大きさに並べたもの）にて表記



◆ 誰もが活躍・チャレンジできるまち

※ワードクラウド（単語を出現頻度に応じた大きさに並べたもの）にて表記



(3) 第六次北本市総合振興計画基本構想（案）について

(3) 第六次北本市総合振興計画基本構想（案）について

■ 目的と期間

1 目的

第六次北本市総合振興計画基本構想は、北本市自治基本条例（平成21年北本市条例第22号）の規定に基づき、総合的かつ計画的に市政を運営するために、まちづくりの方向性を明らかにする指針として定め、市民と行政の協働による魅力あるまちづくりを推進していくことを目的とします。

2 期間

令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間

■将来都市像と基本理念

1 将来都市像

北本市のあるべき姿として、第一次北本市総合振興計画以来掲げてきた将来都市像を継承し、それぞれの立場で市民がいきいきと活躍しながら、市民と行政とが一体となって実現していくことを目指し、次のとおり、将来都市像を定めます。

「 緑にかこまれた健康な文化都市 」

2 基本理念

本市に関わりのある様々な立場の人にとってやさしいまちであることは、市民の願いです。また、北本市自治基本条例では、「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築く」ことを目指しています。

これらを踏まえ、

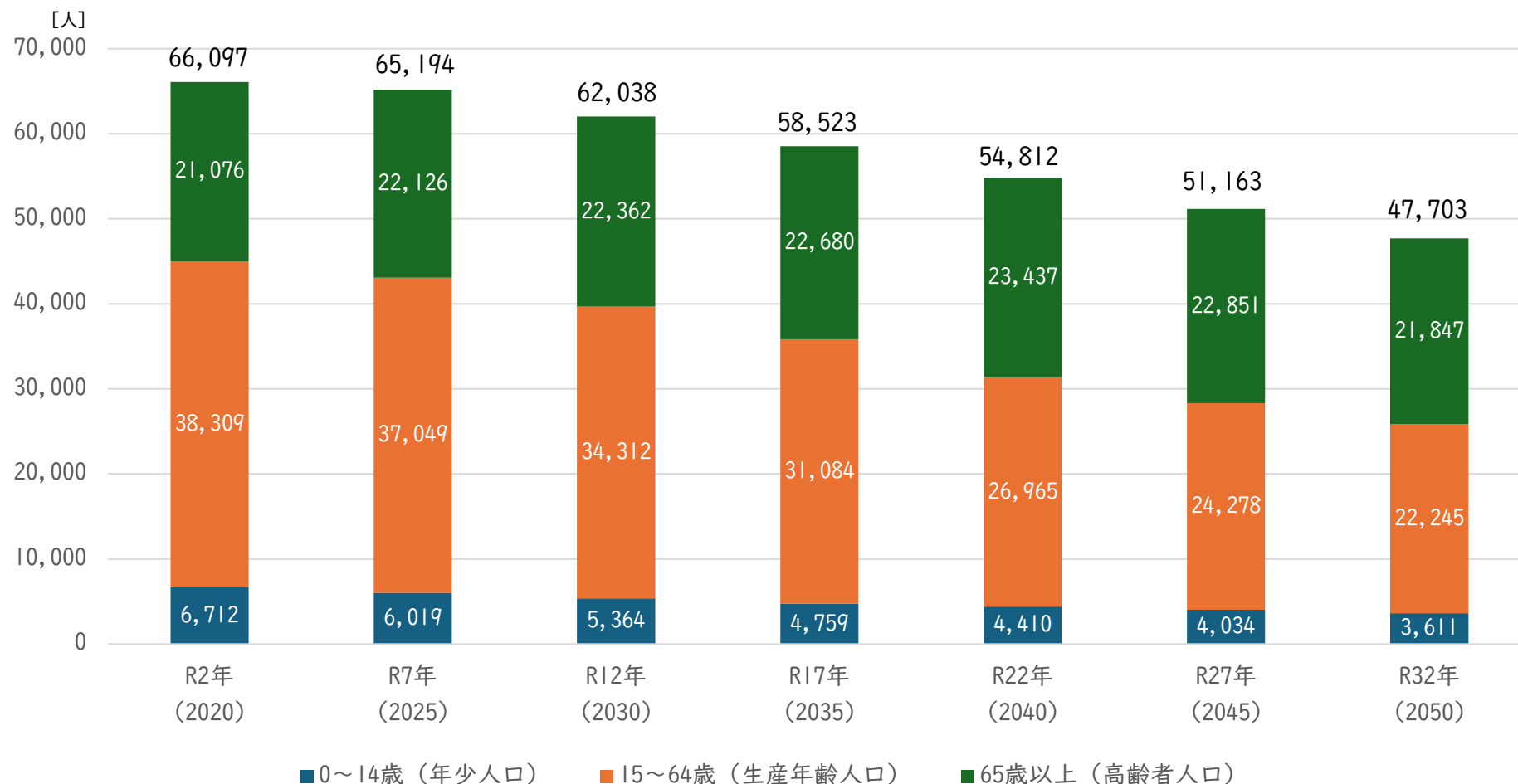
みんなの力で築く、誰にとってもやさしいまちづくり

を基本理念とし、将来都市像の実現に向けて取り組めます。

(3) 第六次北本市総合振興計画基本構想（案）について

■推計人口

I 現状と推計



(3) 第六次北本市総合振興計画基本構想（案）について

■推計人口

2 人口の変化を踏まえたまちづくりの方向性

次に掲げる事項を基本にまちづくりに取り組んでいく。

① 定住人口の維持及び交流人口・関係人口の増加

住民は市を運営していくための基礎であることから、「定住人口」の維持を図ります。

また、本市を訪れ、滞在する「交流人口」を増やすことにより地域経済の活性化を図るとともに、継続的に本市に関心を持ち、多様な形でかかわり、つながりを持つ「関係人口」の輪を広げることで、多様な地域課題の解決につなげます。

② 地域資源を活かしたまちづくり

先人から受け継いだ豊かな自然、歴史や文化等を本市の地域資源と捉え、大切にするとともに、それらを活用することで、新たな価値を創造し、住み続けたいまちづくりを推進します。

③ 持続可能な行財政運営

人口減少と少子高齢化の進行に伴う税収の減少や社会保障経費の増加、公共施設の老朽化に伴う維持・補修経費の増加等、今後も厳しい財政運営が見込まれます。

一方、人口減少と少子高齢化の進行に伴う社会課題の解決に向け、行政に期待される役割が多様化することが想定されます。

こうした状況に対応するため、公共施設の適正配置等の行政資源の最適化やデジタル技術の活用等の業務の効率化により、持続可能な行財政運営を推進します。

(3) 第六次北本市総合振興計画基本構想(案)について

■推計人口

2 人口の変化を踏まえたまちづくりの方向性

① 定住人口の維持及び交流人口・関係人口の増加

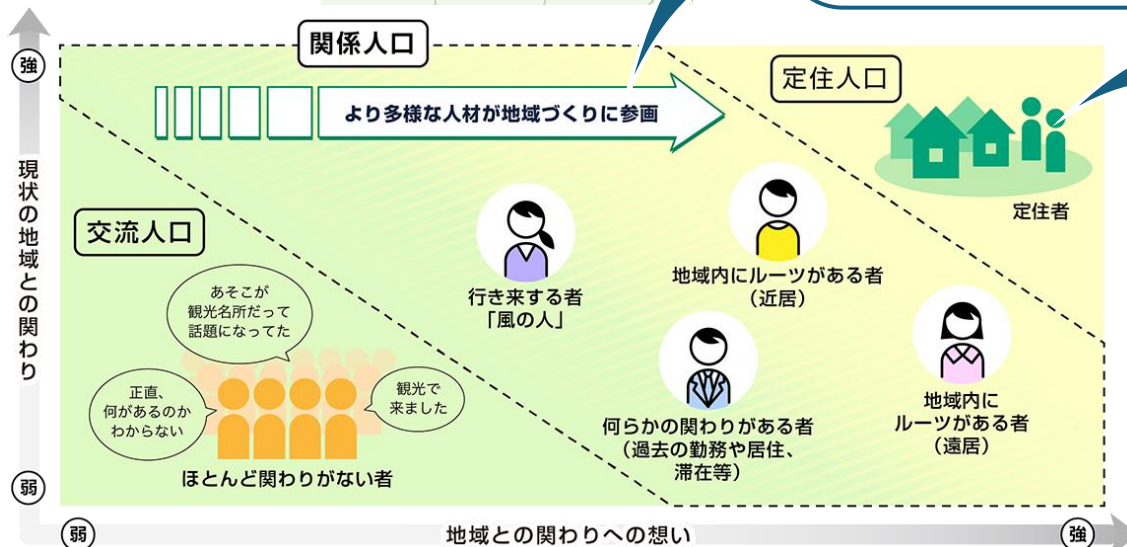
交流人口

- ★市の魅力向上、PR
 - ・北本自然観察公園
 - ・石戸蒲ザクラ
 - ・デーノタメ遺跡
 - ・北本トマトカレー
 - ・北本まつり(宵まつり)
 - ・グリコピア・イースト
 - ・野外活動センター



関係人口

- ★シティプロモーション
 - ・“&green”をコンセプトに「きたもと」を好きな人を増やす
 - ・マーケットの学校
 - ・&green market
 - ★ふるさと納税
 - ・北本市への寄附
 - ・返礼品により北本市を知る
- ※口コミが広がっていく
 →「住んでよかった、おすすめしたい」と思う人が増える
 →北本で働きたい →地域の活動に参加する



定住人口

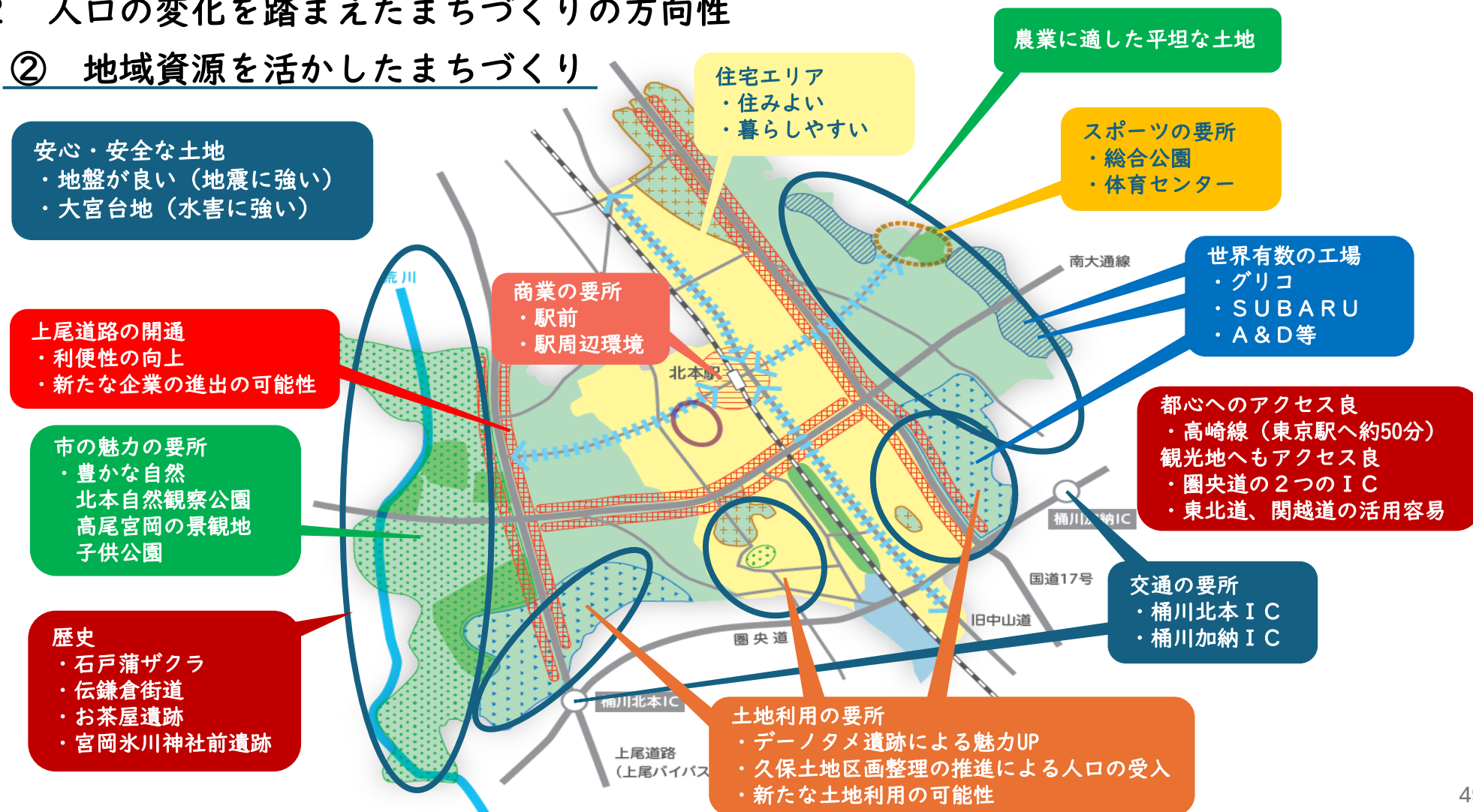
- ★目指せ日本一、子育て応援都市
- ・高校3年生までの医療費助成
- ・小・中学校給食費負担軽減
- ・自校式での学校給食の提供
- ・ステーション保育
- ・病児・病後児保育
- ・こども商品券
- ・魅力ある児童館・子ども図書館
- ～流山市、明石市
- にも負けない子育て支援～
- ※待機児童解消に向け、全力投球
- ※“グリーン”な取組の促進
- 令和2年度から社会増 継続中

(3) 第六次北本市総合振興計画基本構想(案)について

■推計人口

2 人口の変化を踏まえたまちづくりの方向性

② 地域資源を活かしたまちづくり



(3) 第六次北本市総合振興計画基本構想（案）について

■推計人口

2 人口の変化を踏まえたまちづくりの方向性

③ 持続可能な行財政運営

公共施設の適正配置



勤労福祉センター



コミュニティセンター



母子健康センター

デジタル技術の活用



■ 土地利用構想

I 土地利用の基本的な考え方

① 自然環境と生活環境の調和

本市の自然や歴史文化の特性を踏まえ、自然環境と生活環境の調和の取れた計画的な土地利用を推進します。

② 誰もがいつまでも暮らしやすいまちづくり

日常生活の利便性や快適性を向上させるとともに、都市機能の効率化や国土強靱化を図り、環境や人に優しいまちづくり、世代を問わず誰もが安心・安全に暮らせる持続可能なまちづくりを推進します。

③ 道路整備効果の活用

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）や高速埼玉中央道路及び上尾道路（上尾バイパス）等の整備効果を有効に活用するため、新たな土地利用を推進します。

④ 都市軸を中心としたまちづくり

環境保全・交流ゾーンから行政・文化拠点及び北本駅を経て健康・スポーツ拠点までを結ぶ「東西軸」と、中山道や北本中央緑地によって形成される「南北軸」の二つを都市軸として位置づけ、活力やにぎわいを創出し、まちづくりの進展を図ります。

■ 土地利用構想

2 区分別の土地利用の方向性

① 住宅エリア

快適でゆとりある住環境の形成を推進するとともに、多様なニーズにあった住宅供給の促進を図ります。

② 農地エリア

優良農地の保全や周辺環境との調和を図り、適正な土地利用に努めます。

③ 工業エリア・工業ゾーン

既存の工業地を維持するとともに、交通利便性の向上を見込み、工業導入促進のための条件整備を進めます。

④ 商業・業務ゾーン

北本駅周辺地域について、環境や都市景観に配慮しながら、都市空間の有効活用等にぎわいづくりを促進します。

⑤ 環境保全・交流ゾーン

北本自然観察公園、北本市野外活動センター、高尾さくら公園、荒川等の豊かな自然環境やデーノタメ遺跡等の歴史的資産等を活用し、市民と来訪者の憩い・交流の場として環境整備に努めます。

■ 土地利用構想

2 区分別の土地利用の方向性

⑥ 複合的開発ゾーン

交通利便性の向上を見込み、研究・福祉・文化機能の充実ならびに周辺地域の発展および活性化に寄与する核となる産業施設を必要に応じて近隣自治体と連携しながら誘導を図るとともに、周辺の農地や住宅地との調和を図ります。

⑦ 沿道サービスゾーン

国道17号および南大通線については、沿道サービス施設の誘導を図ります。また、事業化された上尾道路（上尾バイパス）については、道路整備の進捗に応じて、沿道サービス施設や流通業務施設等の誘導を図ります。

⑧ 土地利用検討・誘導ゾーン

市街化調整区域内で市街化の進行がみられる区域であり、農・商・住等のバランスの取れた土地利用を検討・誘導します。

⑨ 公園・緑地

景観、健康づくり、レクリエーション、防災、市民交流等多面的な利用の場としての環境整備を推進します。

■ 土地利用構想

2 区分別の土地利用の方向性

⑩ 行政・文化拠点

市役所、児童館および文化センターについて、市民の交流や防災の拠点とします。

⑪ 健康・スポーツ拠点

体育センターおよび北本総合公園について、市民のスポーツ・レクリエーション、健康づくりの拠点とします。

(3) 第六次北本市総合振興計画基本構想（案）について

土地利用構想

3 土地利用構想図



■政策の大綱

計画期間における行政運営を強力に推進するに当たり、以下の6つの政策を定め、将来都市像の実現に向けて取り組んでいく。

① 政策1 こどもの成長を支えるまち

こどもの健やかな成長は、明るい未来につながります。こどもの権利を保障し、豊かなみどりと文化の中でのびのびと育つ環境を整えるとともに、保護者等が安心して子育てできるように支援することにより、こどもの成長を支えるまちを目指します。

② 政策2 安心・安全で自然と共存する住みやすいまち

自然を保全・活用し、住環境や都市基盤の整備・維持管理及び防災・防犯の取り組みを推進するとともに、公共交通を体系的に整理し、安心・安全で自然と共存する住みやすいまちを目指します。

③ 政策3 健康でいきいきと暮らせるまち

健康づくり・生きがいづくりの施策を推進するとともに、暮らしを支える保健・医療の充実や社会保障制度の適正な運営に努め、人と人とのつながりの中で誰もが健康でいきいきと暮らせるまちを目指します。

■政策の大綱

計画期間における行政運営を強力に推進するに当たり、以下の6つの政策を定め、将来都市像の実現に向けて取り組んでいく。

④ 政策4 活力あふれるまち

各種産業の振興を総合的に推進するとともに、自然や歴史、またそこに関わる人等、様々な地域資源を活用し、活力あふれるまちを目指します。

⑤ 政策5 みんなが参加し育てるまち

市民が自らの責任において主体的にまちづくりに参加することを促し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するとともに、市民が互いに連携して共に支え合う地域活動を支援し、みんなが参加し育てるまちを目指します。

⑥ 政策6 健全で開かれたまち

透明性の確保と市民の意見を「聴く」市政を推進するとともに、適正に事務を執行し、デジタル技術を活用しながら、限られた資源を有効に活用する効率的な行財政運営により、健全で開かれたまちを目指します。

(3) 第六次北本市総合振興計画基本構想（案）について

政策の大綱（比較）

【第五次】

政策1 政策2 政策3 政策4 政策5 政策6

子どもの成長を支えるまち

健康でいきいきと暮らせるまち

みんなが参加し育てるまち

快適で安心・安全なまち

活力あふれるまち

健全で開かれたまち

政策7 人口減少に対応するための
リーディングプロジェクト

【第六次】

政策1

政策2

政策3

政策4

政策5

政策6

こどもの成長を支えるまち

安心・安全で
自然と共存する住みやすいまち

健康でいきいきと暮らせるまち

活力あふれるまち

みんなが参加し育てるまち

健全で開かれたまち

シティプロモーション

目指せ日本一、
子育て応援都市

市民が重要視している順番

人口の変化を踏まえたまちづくりの方向性

- 1 定住人口の維持及び交流人口・関係人口の増加
- 2 地域資源を活かしたまちづくり
- 3 持続可能な行財政運営

※上記1～3に該当する施策・基本事業を「重点項目」とする

(3) 第六次北本市総合振興計画基本構想（案）について

■ 第六次北本市総合振興計画基本構想のイメージ

【将来都市像】

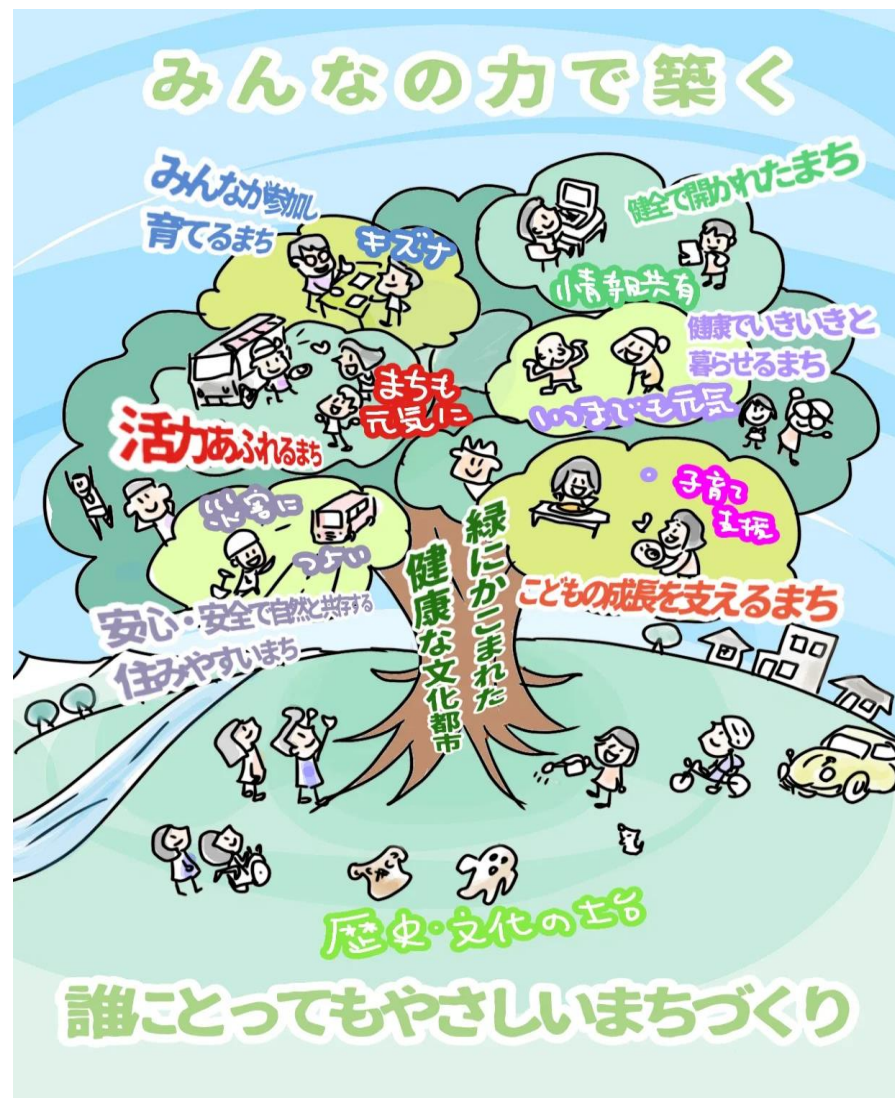
緑にかこまれた健康な文化都市

【基本理念】

みんなの力で築く、
誰にとってもやさしいまちづくり

【政策の大綱】

- 政策1 こどもの成長を支えるまち
- 政策2 安心・安全で自然と共存する
住みやすいまち
- 政策3 健康でいきいきと暮らせるまち
- 政策4 活力あふれるまち
- 政策5 みんなが参加し育てるまち
- 政策6 健全で開かれたまち



現在、第六次北本市総合振興計画の策定にあたり、市民意識調査をはじめとしたさまざまな取組を実施しています。

実施した内容や結果については、市のホームページや広報、note等で随時発信していきますのでご確認ください。



■意見の提出期間

令和7年2月10日（月）から3月14日（金）まで

■提出方法

下記の方法により政策推進課政策推進担当あてに提出してください。

①～③による場合は、北本市パブリック・コメント手続条例施行規則に定められた様式「北本市パブリック・コメント手続意見提出書」を使用して提出してください。

① 郵便（〒364-8633 住所記載不要）

② F A X（592-5997）

③ 直接書面による提出

④ 回答フォームから提出

（下記QRコード又はこちら【<https://logoform.jp/f/CdxU3>】からアクセス）

回答フォームはこちら→

